
高石市次世代 育成支援行動 計画 (後期)

平成 22 年 3 月

高石市

目次

第1章. 計画の概要.....	1
1. 次世代育成支援行動計画策定の背景.....	1
2. 「次世代育成支援行動計画」とは	2
(1) 計画策定の義務づけ	2
(2) 計画の基本理念.....	2
(3) 計画の位置づけ.....	3
3. 計画策定に関する基本的な事項	3
(1) 行動計画策定にあたっての基本的な視点.....	3
(2) 利用者の視点に立った点検・評価のための指標と導入.....	3
(3) 内容に関する事項	4
(4) その他留意点	4
第2章. 子どもと家庭を取り巻く状況.....	6
1. 高石市の現状について	6
(1) 人口の推移.....	6
(2) 人口ピラミッド.....	7
(3) 将来人口推計	8
(4) 出生の動向.....	9
(5) 婚姻・離婚の動向	10
(6) 世帯数と世帯人員、世帯構成.....	10
(7) 昼夜間人口	11
(8) 男女別就業者数.....	11
2. 保育サービスの利用状況と利用意向（アンケート調査結果より）	12
(1) 通常保育.....	12
(2) 多様な保育ニーズに応える保育サービス.....	15
(3) 放課後児童クラブ	17
3. 仕事と子育ての両立について（アンケート調査結果より）	19
(1) 仕事と子育ての両立支援	19
(2) 「仕事と生活の調和」について	23
4. 子育て支援の状況.....	25
(1) 子育て支援サービスの認知度・利用状況・利用意向(アンケート調査結果より) ...	25
(2) 子育ての悩みや不安感について（アンケート調査結果より）	28
(3) 行政サービスへの要望（アンケート調査結果より）	29
(4) 保育サービスの状況	30

(5) 子育て支援サービスの状況.....	32
(6) 相談事業.....	32
(7) 幼稚園の状況	33
(8) 小学校の状況	33
(9) 母子保健の状況.....	33
5. 施策課題	38
第3章. サービス事業量推計について.....	41
1. 事業量推計の算出方法.....	41
2. 平成26年度の目標事業量一覧.....	43
第4章. 行動計画	44
1. 施策体系	44
2. 具体的な取組み.....	45
(1) 地域における子育て支援	45
(2) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進.....	51
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	53
(4) 子育てを支援する生活環境の整備.....	59
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進	61
(6) 子どもの安全の確保	62
(7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進.....	63
3. 計画の進行管理.....	67
附属資料	

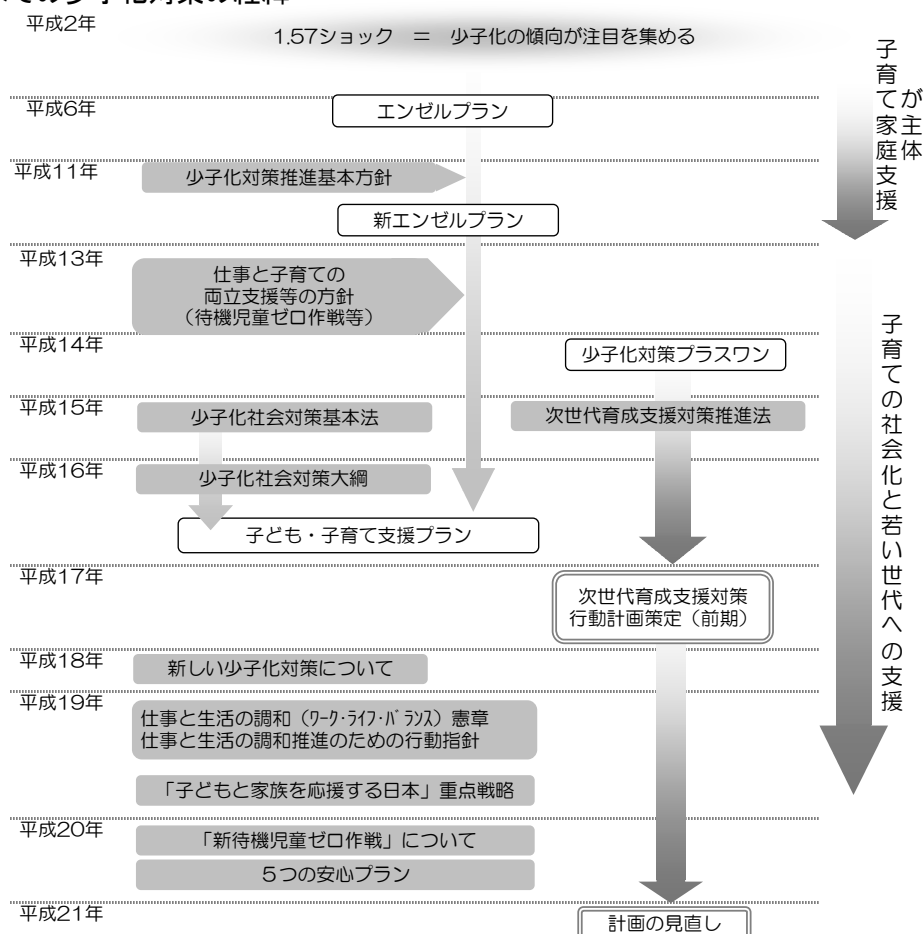
第1章. 計画の概要

1. 次世代育成支援行動計画策定の背景

近年、急激な少子化が深刻な問題となっています。急激な少子化の進行は、今後、わが国の社会経済全体にきわめて深刻な影響を与えるものであることから、少子化の流れを変えるため、従来の取組みに加え、もう一步踏み込んだ対策を進める必要があります。

そのため、平成14年9月には「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って、従来の「子育てと仕事の両立支援」が中心であった取組みに加えることで総合的な取組みを推進することとしました。それを受けて、平成15年7月には10年間の集中的・計画的な取組みを促進するための「次世代育成支援対策推進法」が成立し、国、地方公共団体、301人以上の企業等が平成16年度中に行動計画を策定することが義務づけられ、高石市でも「高石市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

●今までの少子化対策の経緯



2. 「次世代育成支援行動計画」とは

(1) 計画策定の義務づけ

少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取組みを促進することを目的とする「次世代育成支援対策推進法」において地方公共団体に策定が義務づけられた計画です。

計画期間は5年（5年ごとの見直し）であり、この間に達成すべき目標事業量、施策目標など具体的な定量的目標の設定が必要とされています。また、その達成状況の検証などの評価を行うこととなっています。

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
次世代育成支援行動計画（前期）									
				見直し					
					次世代育成支援行動計画（後期）				

(2) 計画の基本理念

次世代育成支援対策推進法第3条（基本理念）に基づき、計画の策定に努めます。

第3条 基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

本計画はおおむね18歳未満の子どもを対象としており、子どもが健やかで元気に成長できるよう、家庭や地域、学校などの子どもを取り巻く環境となるものが、子どもが何を求めているか、何が必要なのか考え、子どもたちの権利が尊重される新しい子育て支援社会を構築していけるように策定する子育て計画です。そして、その子どもたちを育てる父母その他保護者や、これから子どもを産み育てる次世代の親が子育てに対する喜びを実感することができ、子育ての意義について理解を深めることができるように地域全体で支援していきます。

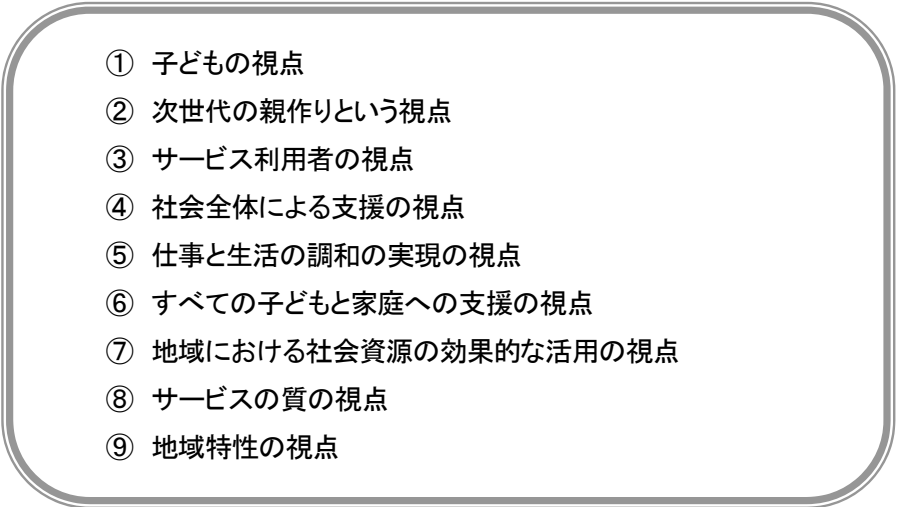
（３）計画の位置づけ

本計画は次世代を育む若い世代の支援を含む広い意味での「子育ての社会化」をめざすものであり、あらゆる行政施策を“子育て・子育て環境”の側面から見直し、統合した行動計画として、エンゼルプランの内容を包含するものと位置づけられます。

３．計画策定に関する基本的な事項

（１）行動計画策定にあたっての基本的な視点

次世代育成支援対策推進行動計画策定指針に規定されている９つの視点を踏まえ、計画に盛り込んでいくこととします。

- 
- ① 子どもの視点
 - ② 次世代の親作りという視点
 - ③ サービス利用者の視点
 - ④ 社会全体による支援の視点
 - ⑤ 仕事と生活の調和の実現の視点
 - ⑥ すべての子どもと家庭への支援の視点
 - ⑦ 地域における社会資源の効果的な活用の視点
 - ⑧ サービスの質の視点
 - ⑨ 地域特性の視点

（２）利用者の視点に立った点検・評価のための指標と導入

後期計画策定においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、個別事業を束ねた施策や計画全体の進捗状況（アウトカム）についても点検・評価します。

(3) 内容に関する事項

次世代育成支援対策推進行動計画策定指針に規定されている以下の項目について実施することとされており、高石市の実情に応じた施策として推進していくために協議し、盛り込んでいきます。

- ① 地域における子育ての支援
- ② 母性及びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- ③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ④ 子育てを支援する生活環境の整備
- ⑤ 職業生活と家族生活との両立の推進等
- ⑥ 子ども等の安全の確保
- ⑦ 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

(4) その他留意点

本計画策定にあたっては、障害者基本計画や保育計画といった他計画と連携・調和のとれた計画を策定し、国からの指針等を踏まえつつ高石市の現状や潜在的なニーズに適した目標設定と計画策定を行います。

なお、後期計画の策定にあたっては、前期計画の施策体系を基本としながら、新たな取組みや今後5年間の目標事業量を盛り込んでいきます。

【前期計画の施策体系】

大項目	中項目	事業
1 地域における子育て支援	①地域における子育て支援サービスの充実	●地域子育て支援センター事業の充実
		●一時保育等の充実
		●放課後児童健全育成事業(あおぞら児童会)の拡充
		●ファミリーサポートセンター事業の整備
		●つどいの広場事業の検討
	②保育サービス等の充実	●乳児保育等の充実
		●延長保育の充実
		●病後児保育の実施
		●休日保育の実施
		●夜間保育事業
	③地域における子育て支援のネットワークづくり	●保育内容の評価
		●地域での子育て支援ネットワークの強化
	④児童の健全育成	●子育ての仲間づくりの支援
		●健全育成の環境づくり
	⑤世代間交流の推進、余裕教室等を活用した子育て支援サービスの推進	●人材育成
		●世代間交流の促進
		●幼稚園や学校の地域開放

大項目	中項目	事業
2 児及び母性の健康確保及び増進	①子どもや母親の健康確保	●乳幼児健康診査、フォロー体制の充実 ●乳産婦に対する健康診査と相談の充実 ●出産前教育の充実
	②食育の推進	●相談と情報提供の充実 ●「食育」推進ネットワーク等の検討 ●学校等における食育の推進
	③思春期保健対策の充実	●母子保健と学校保健の連携
	④小児救急医療体制の充実	
3 子どもの心身の健康や成長に資する教育環境の整備	①次代の親の育成	●道徳教育の推進 ●乳幼児とのふれあう機会の充実
	②就労意識の啓発、情報発信	●就業観や勤労観の育成 ●総合学習等を活用した職業人講話 ●情報発信 ●若年者の就業観意識の把握
	③安全等に配慮した教育環境の整備	●災害に強い教育施設の整備 ●良質な教育環境の整備
	④子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備	●確かな学力向上 ●豊かな心の育成 ●健やかな体の育成 ●信頼される学校づくり ●幼児教育の充実
	⑤家庭や地域の教育力の向上	●家庭教育への支援の充実 ●地域の教育力の充実 ●スポーツ・レクリエーションの環境づくり
	⑥子どもを取り巻く有害環境対策の推進	●有害環境把握と対策
4 子育てを支える生活環境の整備	①良質な居住環境の確保	●良質な住宅環境の整備
	②子ども等が安心・安全に通行することができる道路交通環境の整備	●安全な道路交通環境の整備 ●駐車スペース等の確保、駐車マナーの向上
	③安心して外出できる環境の整備	●子育てバリアフリー化 ●公共施設の段差解消
	④子どもが犯罪等の被害に遭わないための安心・安全まちづくりの推進	●防犯灯の整備
5 家庭職生活と両立の推進	①女性の就労支援と男性を含めた働き方の見直し等	●男性を含めた働き方の見直し ●企業に対する意識啓発 ●女性の就労支援 ●学校における男女平等教育の推進
6 安全な子どもの確保	①子どもを交通事故から守るための交通安全教育	●交通安全教育の推進 ●チャイルドシートの正しい仕様の徹底
	②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	●地域での見守り活動の推進
	③犯罪、いじめ等により被害を受けた	●相談・支援体制の充実 ●関連機関との連携
7 きめ細かな児童への対応の推進など	①児童虐待防止対策等の充実	●子どもの安全確保の優先と迅速な対応 ●組織的な対応の促進 ●関係機関連携による援助 ●児童虐待防止ネットワークの充実 ●啓発活動の充実
	②母子家庭等の自立支援促進	●ひとり親家庭の自立支援の促進 ●サポート体制の充実
	③障がい児施策の充実	●障がい児教育の充実 ●障がいの早期療育 ●支援施設の整備・充実 ●地域社会における療育環境の充実 ●障がい児(者)の立場にたった自立支援

第2章. 子どもと家庭を取り巻く状況

1. 高石市の現状について

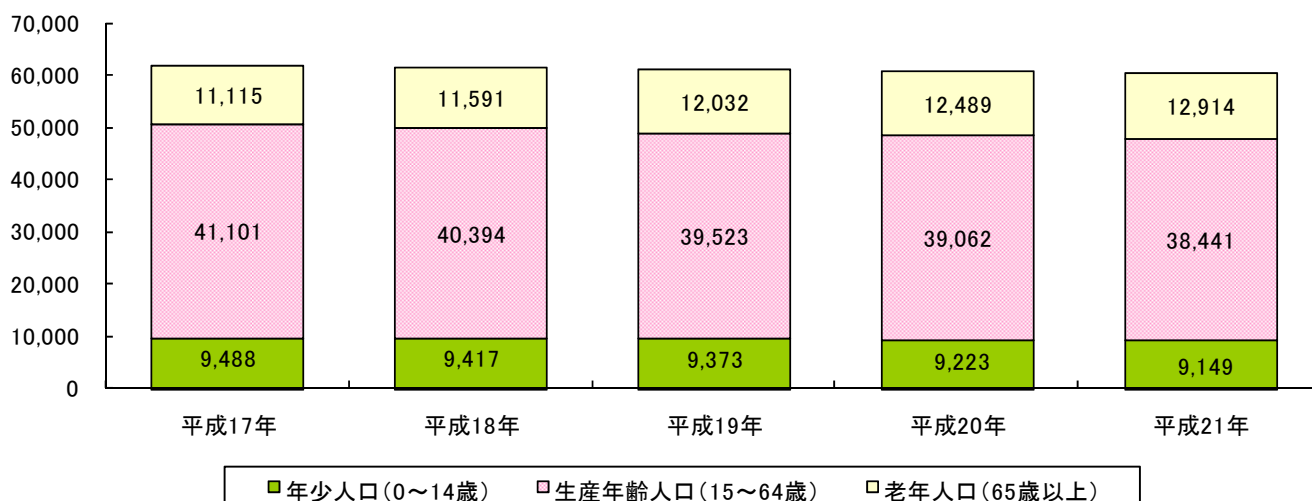
(1) 人口の推移

平成17年からの高石市の人口動向をみると、総人口は年々減少しています。また、各年齢区分別に平成17年から平成21年にかけての人口の増減をみると、「年少人口(0～14歳)」は339人減少(-3.6%)、「生産年齢人口(15～64歳)」は2,660人減少(-6.5%)、「老年人口(65歳以上)」は1,799人増加(+16.2%)となっています。

【年齢3区分別人口動向】

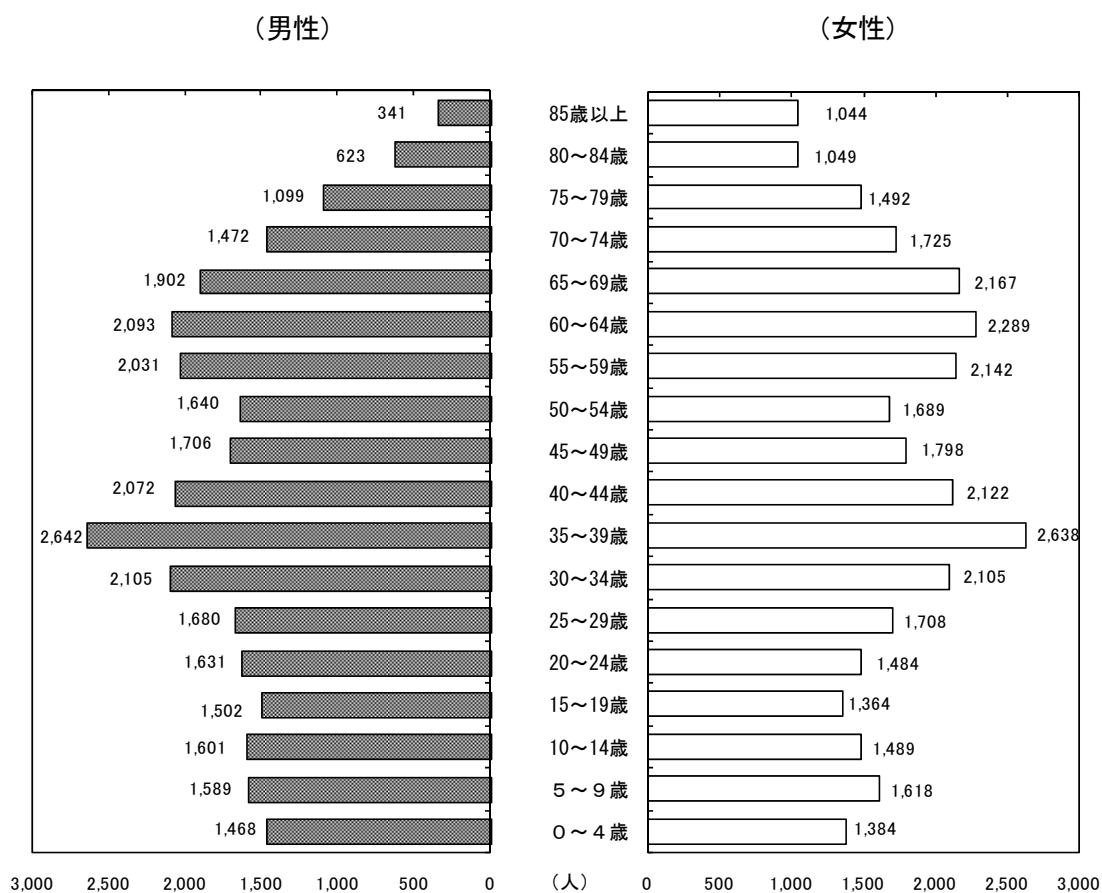
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
年少人口 (0～14歳)	9,488	9,417	9,373	9,223	9,149
生産年齢人口 (15～64歳)	41,101	40,394	39,523	39,062	38,441
老年人口 (65歳以上)	11,115	11,591	12,032	12,489	12,914
合計	61,704	61,402	60,928	60,774	60,504

資料:住民基本台帳_各年4月1日時点



(2) 人口ピラミッド

人口ピラミッドをみると、男女ともに 35～39 歳の人口が最も多くなっています。形態はひょうたん型を示しています。



資料:住民基本台帳_平成21年4月1日時点

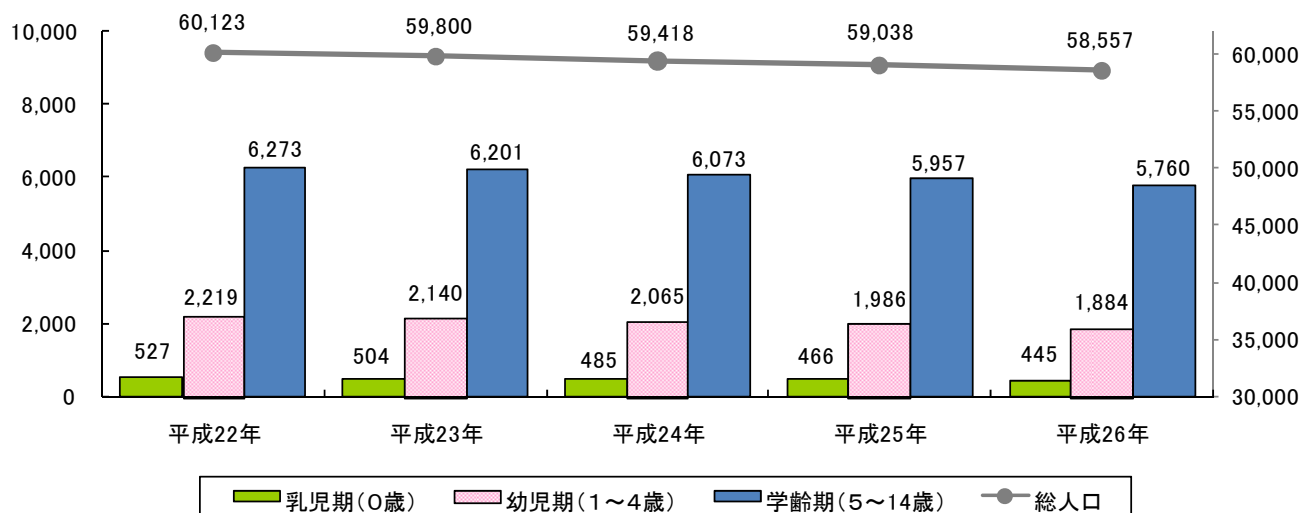
(3) 将来人口推計

平成 15 年から平成 20 年の 4 月 1 日現在における住民基本台帳人口を用い、コーホート変化率法(※)で人口推計を行いました。

推計結果をみると、総人口は平成 22 年から平成 26 年にかけて毎年約 300～500 人の減少があり、5 年間で 1,566 人減少する見込みとなっています。また、学齢期別に平成 22 年から平成 26 年にかけての人口の増減をみると、「乳児期(0 歳)」は 82 人(-15.6%)、「幼児期(1～4 歳)」は 335 人減少(-15.1%)、「学齢期(5～14 歳)」は 513 人減少(-8.2%)となっており、0～14 歳の人口は合計で 930 人減少(-10.3%)する見込みとなっています。

【総人口・学齢期別将来人口】

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
乳児期(0 歳)	527	504	485	466	445
幼児期(1～4 歳)	2,219	2,140	2,065	1,986	1,884
学齢期(5～14 歳)	6,273	6,201	6,073	5,957	5,760
総人口	60,123	59,800	59,418	59,038	58,557



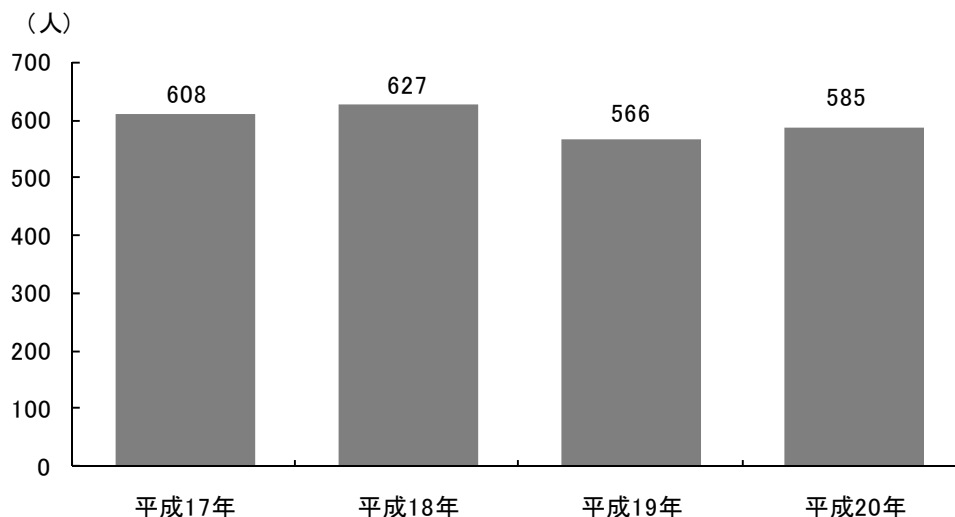
※コーホート変化率法とは

一定期間に出生した集団(コーホート)に着目し、5 歳別や 1 歳別に、その時間的变化(5 年後や 1 年後の人口変化)を将来も一定であると仮定し、将来の人口を推計する方法です。

(4) 出生の動向

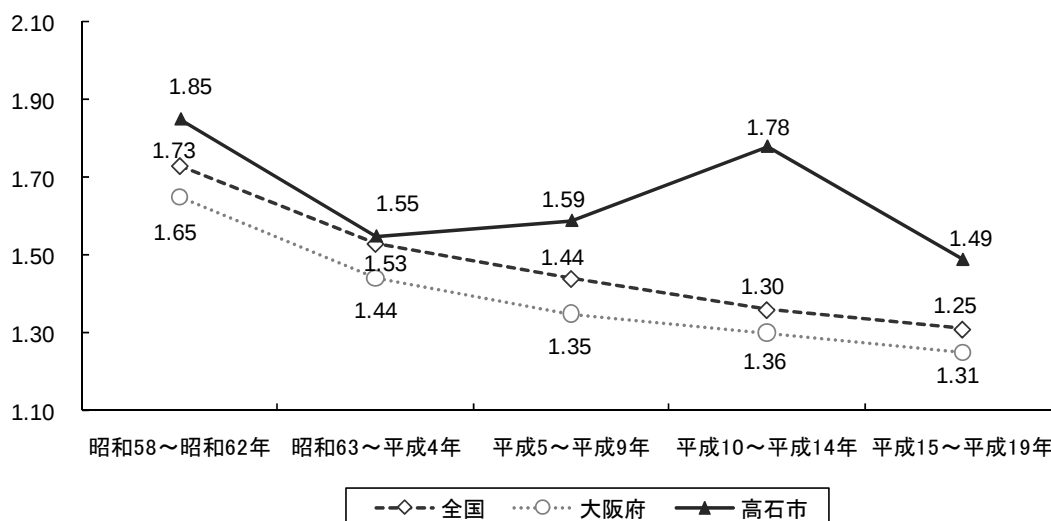
出生数（0歳児人口）についてみると、平成19年は前年に比べ大幅に減少しています。また、合計特殊出生率は全国、大阪府の値を上回っており、平成10～14年には急激に上昇しています。

【出生数の動向】



資料：平成17～19年 大阪府人口動態統計データ
平成20年 高石市データ

【合計特殊出生率の推移】

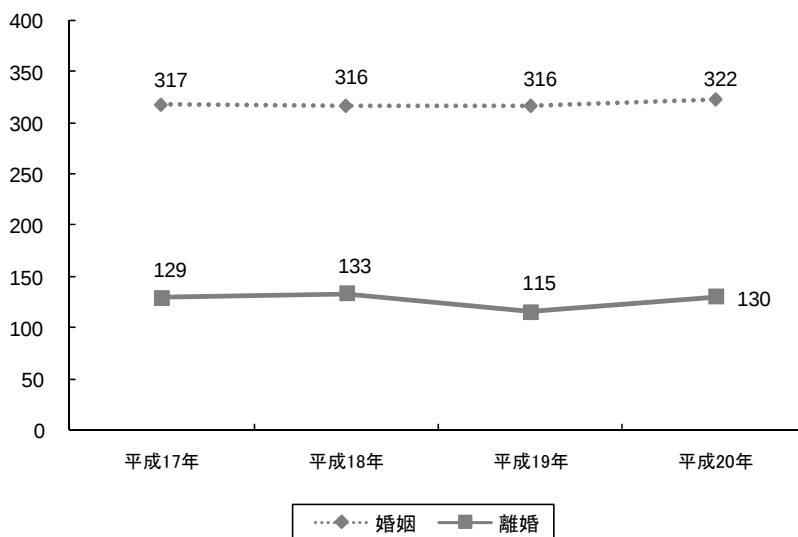


資料：厚生労働省人口動態特殊報告

（５）婚姻・離婚の動向

婚姻数、離婚数は平成 17 年から横ばい傾向にありますが、離婚数の平成 19 年は前年に比べ減少しています。

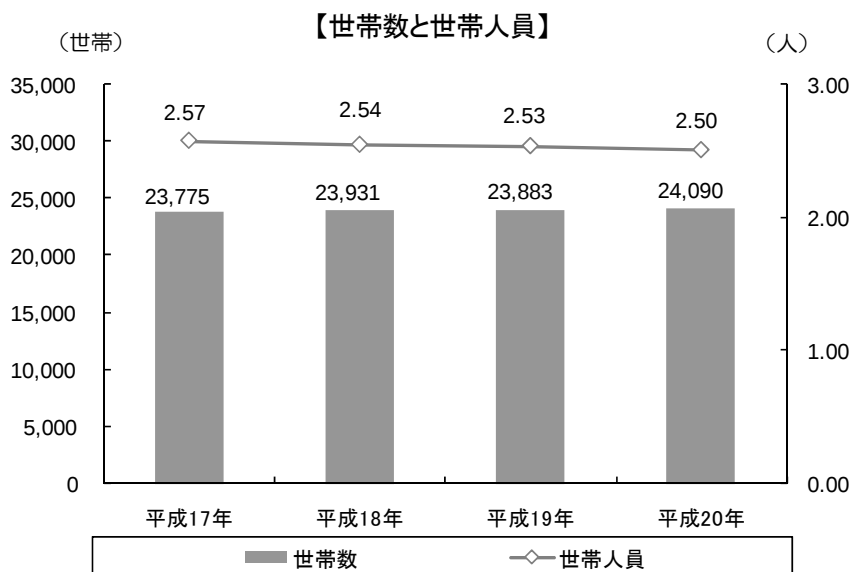
【婚姻・離婚数の動向】



資料:大阪府人口動態統計データ

（６）世帯数と世帯人員、世帯構成

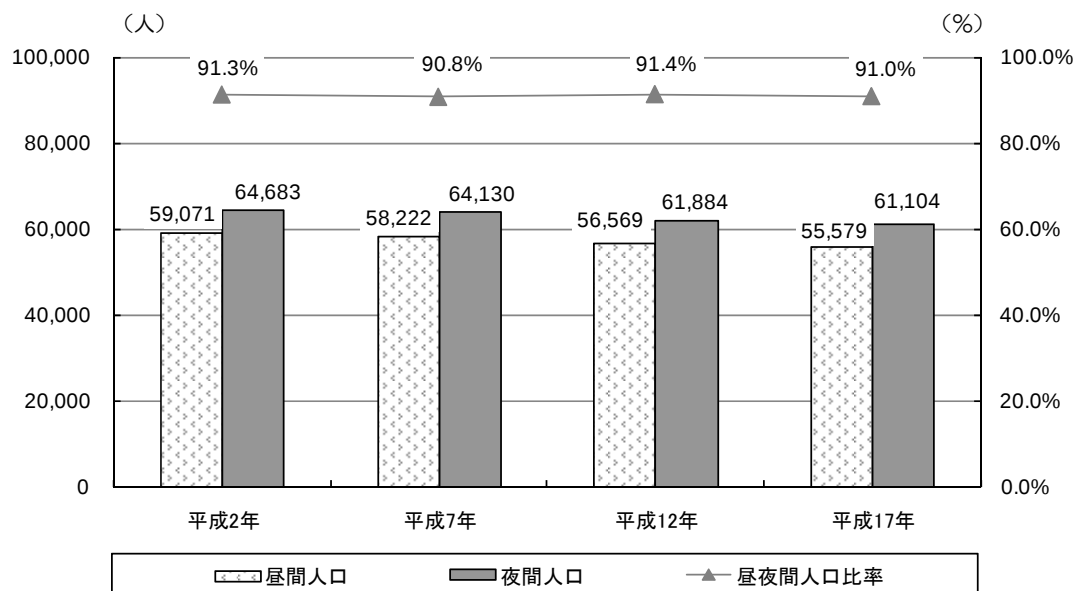
平成 17 年から平成 20 年にかけて世帯数は 315 世帯増加しています。一方、世帯人員は減少傾向にあり、0.07 人減少しています。



資料:住民基本台帳

（７）昼夜間人口

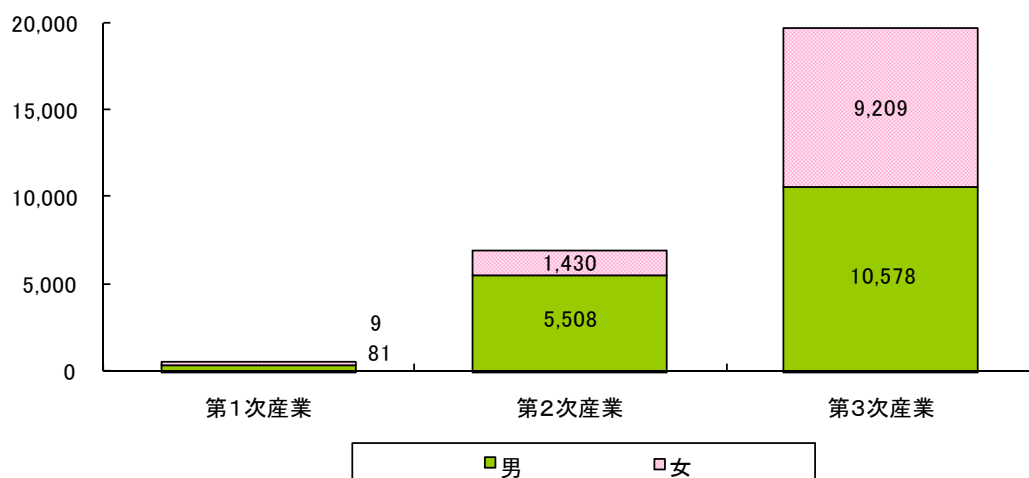
本市では、通勤・通学による市外への流出は少なくなっています。昼夜間人口比率は平成２年以降ほぼ横ばいで、90～91%を維持しています。



資料:国勢調査

（８）男女別就業者数

本市の就業者数は26,815人となっています。第3次産業（小売業・サービス業等）が7割以上を占め、次いで第2次産業（製造・建設業等）、第1次産業（農林漁業）の順となっており、第1次産業の従事者は少なくなっています。女性の就業割合も、第3次産業の半数近くを占めています。



資料:国勢調査

2. 保育サービスの利用状況と利用意向（アンケート調査結果より）

本市では、平成 21 年 2 月、次世代育成支援後期行動計画に関する市民ニーズを把握するため、就学前児童（0～5 歳）の保護者と小学校児童（1～6 年生）の保護者を対象に、郵送方式にてアンケート調査を実施しました。

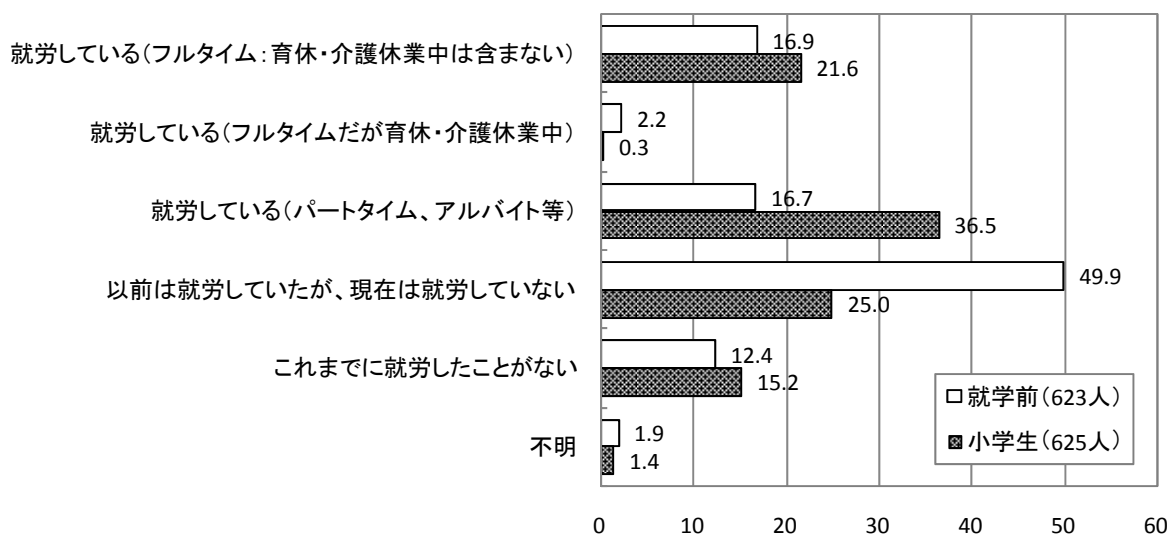
就学前児童調査票の配布数は 1, 213、小学生児童調査票の配布数は 1, 209 で、有効回答数はそれぞれ、59.8%、59.2%でした。

（1）通常保育

①母親の就労状況

母親の就労状況について、就学前では「以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答した人が最も多く（49.9%）、就労している人はフルタイム、パートタイム・アルバイト等をあわせて 33.6%。小学生では、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」が最も多く 36.5%、フルタイムの人とあわせると半数以上の人が就労しています。

【母親の就労状況】

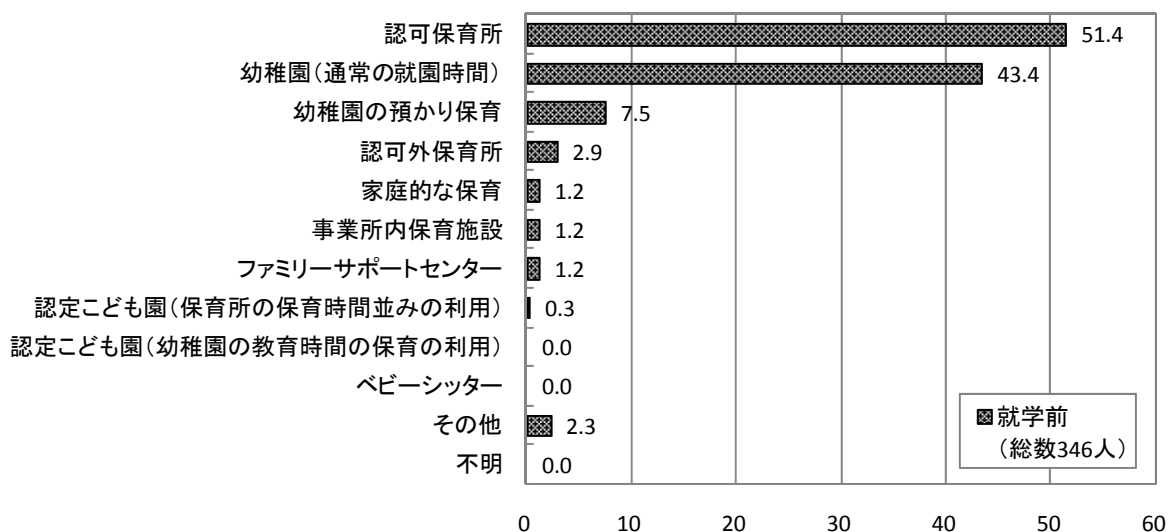


※母数は、父母同居または、母同居（ひとり親家庭）と回答されたかた

②主な保育サービスの利用状況

「保育サービス」を「利用している」(47.7%)と回答した人に、利用している保育サービスをたずねたところ、「認可保育所」が最も多く(51.4%)、次が「幼稚園(通常の就園時間)」の43.4%となっています。

【主な保育サービスの利用状況】

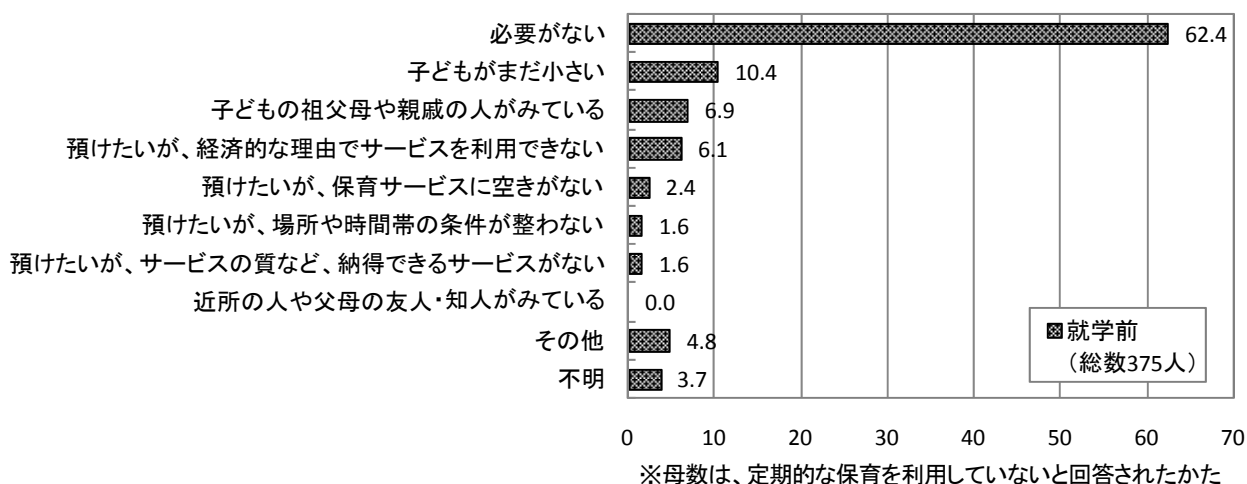


※母数は、定期的な保育を利用していると回答されたかた

③現在、保育サービスを利用していない理由

「(子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で) 必要がない」が62.4%で最多であるものの、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」「預けたいが、経済的な理由でサービスを利用できない」「預けたいが、保育サービスに空きがない」「預けたいが、場所や時間帯の条件が整わない」「預けたいが、サービスの質など、納得できるサービスがない」など、利用希望がありながら、既存の保育サービスを十分に活用できていない現状がうかがえます。

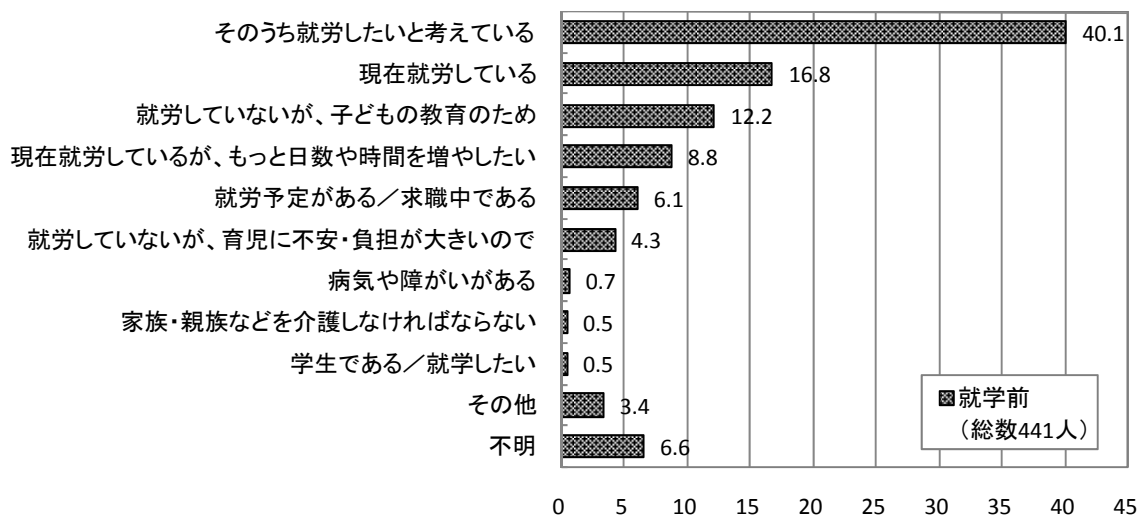
【保育サービスを利用していない理由】



④今後、保育サービスを利用したい理由

今後サービスを利用したい理由についてたずねたところ、「現在就労している」が16.8%、「現在就労しているが、もっと日数や時間を増やしたい」が8.8%。また、「そのうち就労したいと考えている」(40.1%)と「就労予定がある／求職中である」(6.1%)あわせて46.2%あり、潜在的保育ニーズが高いことがうかがわれます。

【保育サービスを利用したい理由】



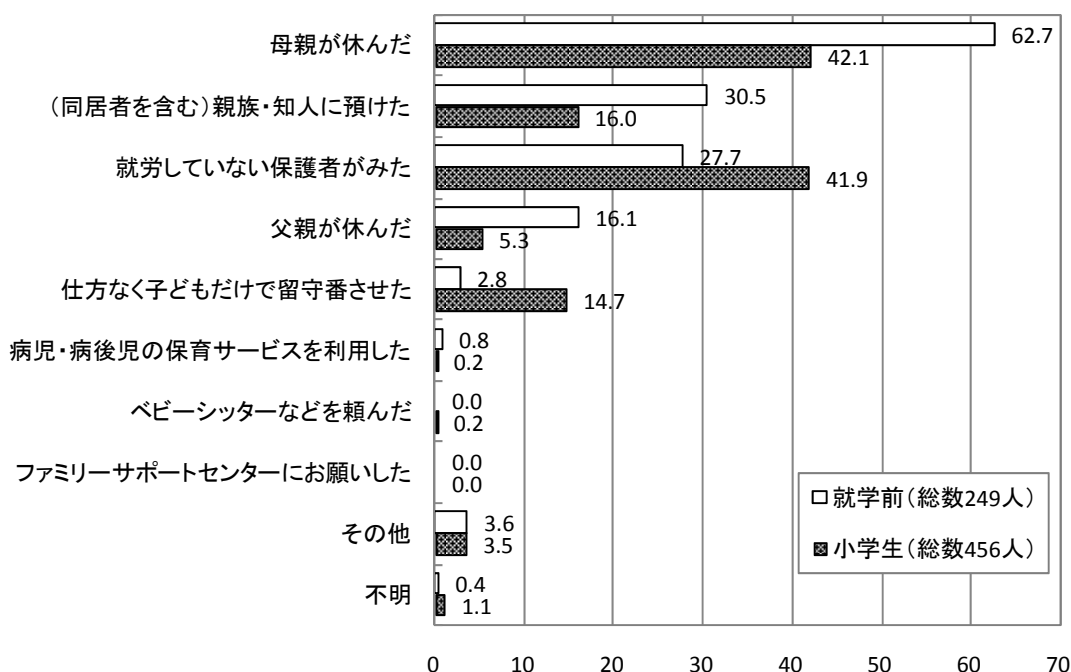
※母数は、今後「認可保育所」「家庭的な保育」「事業者内保育施設」「認定保育園」「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「延長保育」を今後利用したいと回答されたかた

(2) 多様な保育ニーズに応える保育サービス

①病児・病後児保育

通常の保育サービスを利用している人のうち、「病気やケガで通常の保育サービスが利用できなかったことがあった」と回答した人（就学前 73.2%・小学生 63.7%）にその際の対処方法をたずねたところ、「母親が休んだ」と回答した人が最も多く（就学前 62.7%・小学生 42.1%）、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に預けた」（就学前 30.5%・小学生 16.0%）、「就労していない保護者がみた」（就学前 27.7%・小学生 41.9%）となっています。「病児・病後児の保育サービスを利用した」は就学前で 0.8%、小学生 0.2%と非常に低くなっています。

【病気による保育所等欠席時の対処方法(複数回答)】

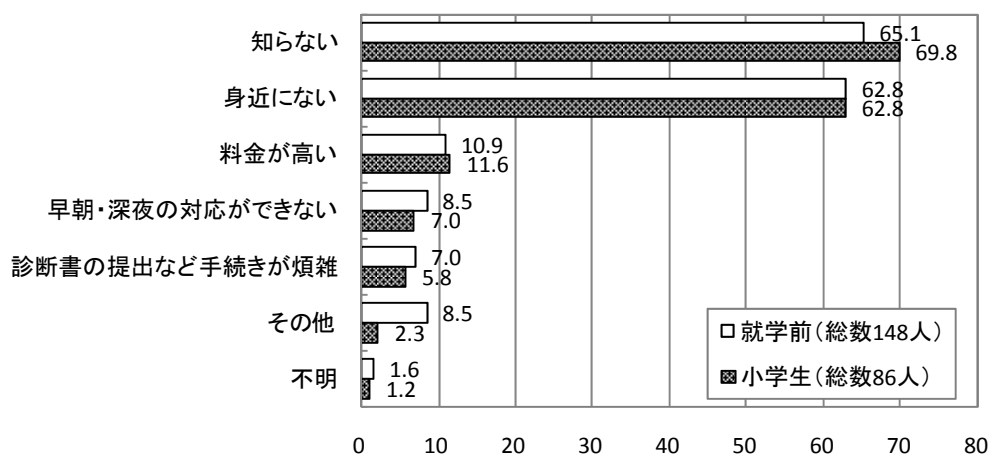


※就学前の母数は、定期的な保育サービス(ベビーシッター、ファミリーサポートセンター、その他を除く)を利用しており、病気等による保育所等の欠席が1年以内にあったと回答されたかた

※小学生(1～6年生)の母数は、病気等による小学校の欠席が1年以内にあったと回答されたかた

病児・病後児保育サービスを利用しなかった理由としては、「知らない」（就学前 65.1%・小学生 69.8%）、「身近にない」（就学前・小学生ともに 62.8%）が多数となっており、サービスの認知度の向上等が大きな課題であると言えます。

【病児・病後児保育サービスを利用しなかった理由(複数回答)】

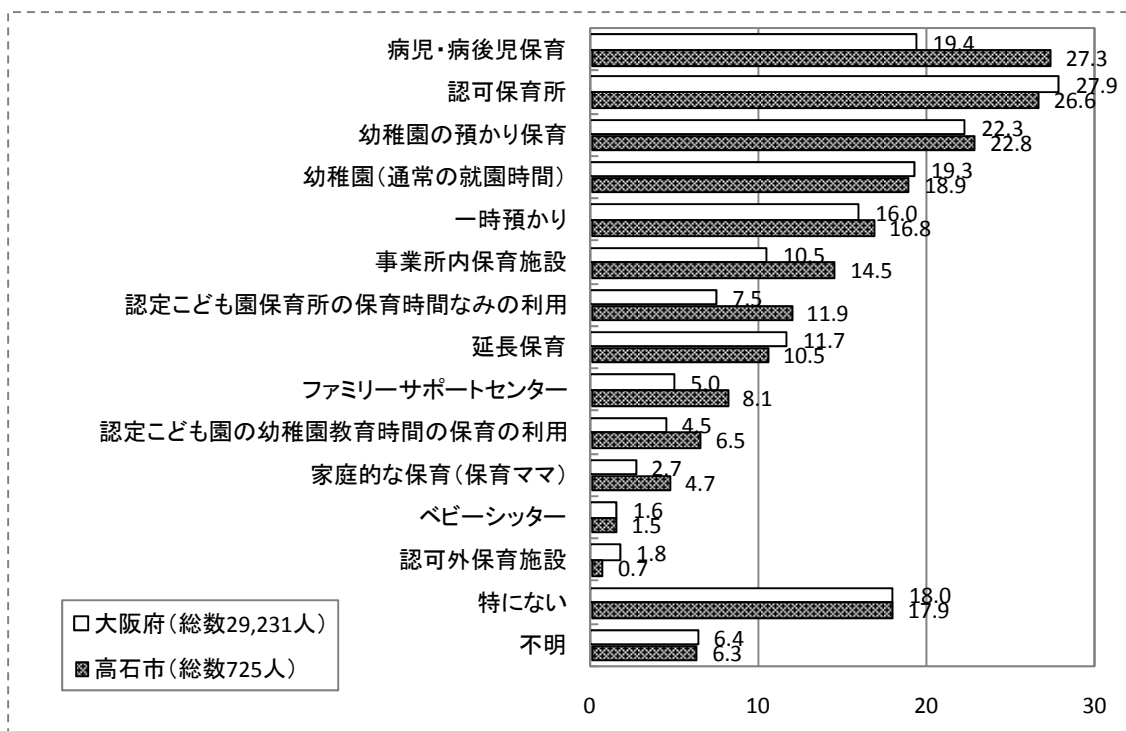


※母数は、病児・病後児保育サービスなどを利用したいと回答されたかた

②今は利用していないが、利用したい、足りていないと思うサービス

今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、(利用日数・回数や利用時間が)足りていないと思う保育サービスとしては、「病児・病後児保育」が最も多くなっています。また、『大阪府内(39 市町村)次世代育成支援に関するニーズ調査』結果と比較しても、特に要望の高さがうかがえます。今後は、上記①の結果を踏まえ、認知度の向上を図り、利用しやすい病児・病後児保育サービスの充実が望まれます。

【不足していると思う保育サービス(複数回答)】

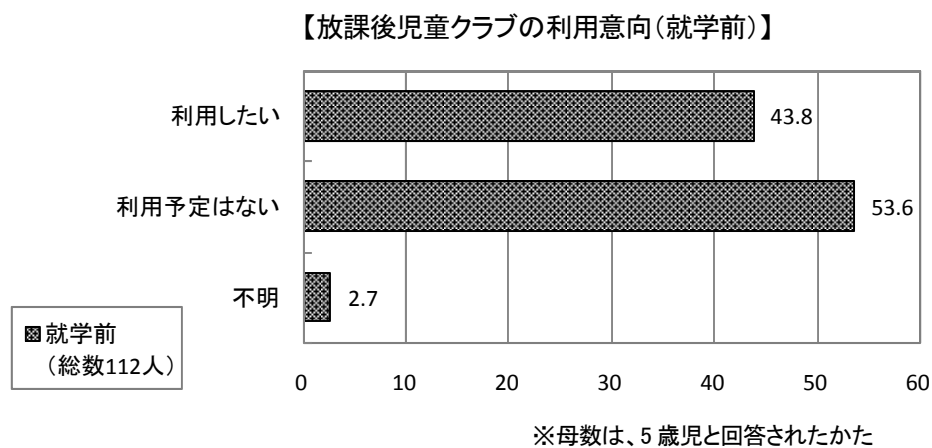


※母数は、回答されたすべてのかた

(3) 放課後児童クラブ

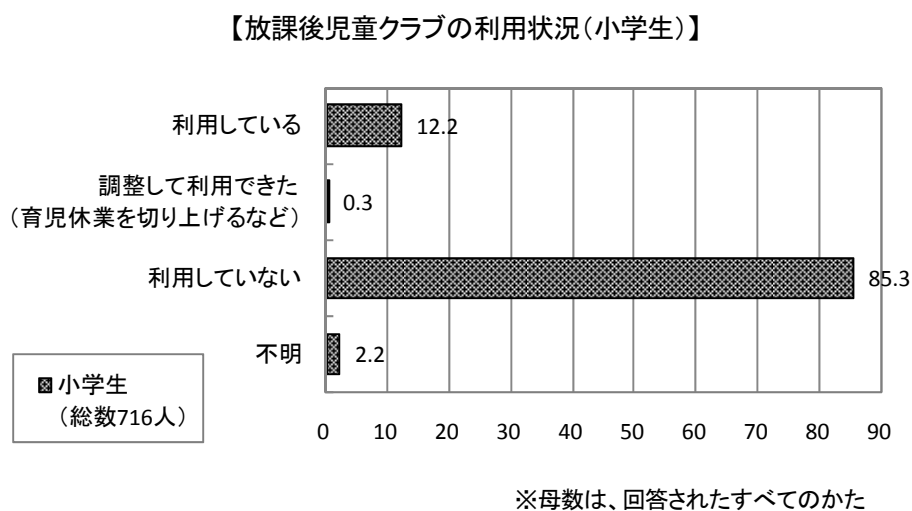
①放課後児童クラブの利用希望

来年度就学予定の児童の保護者に、放課後児童クラブの利用希望をたずねると、「利用したい」(43.8%) でした。



②小学生の利用状況

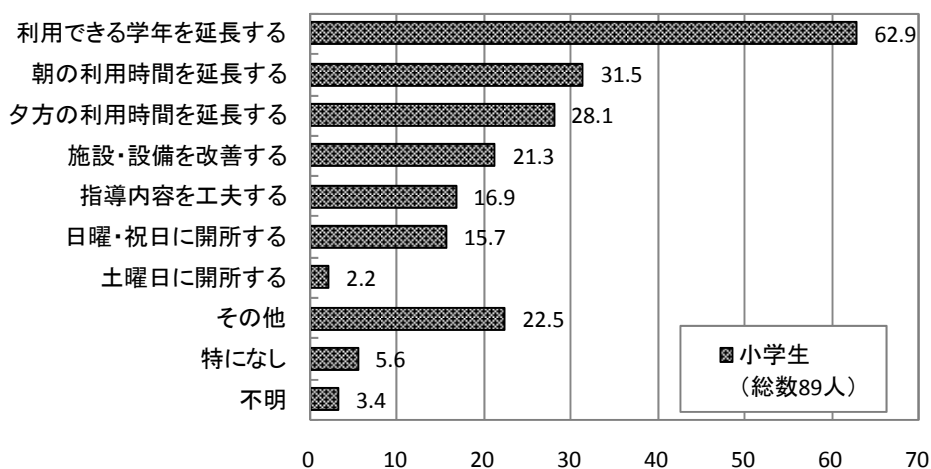
放課後児童クラブの利用状況については、「調整して利用できた」人とあわせて 12.5% でした。



③利用している放課後児童クラブに希望すること

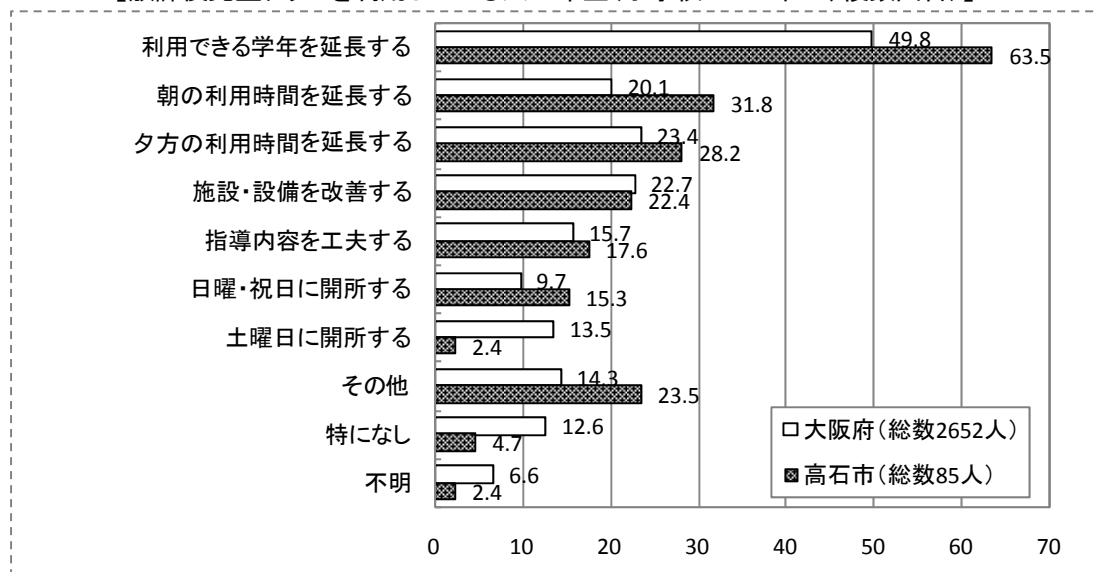
放課後児童クラブを利用している（利用したことがある）人に、放課後児童クラブに対する希望をたずねると、「利用できる学年を延長する」が最も多く、ついで、「朝の利用時間を延長する」、「夕方の利用時間を延長する」となっています。小学校3年生までに限定しても同様の傾向にあり、『大阪府内(39 市町村)次世代育成支援に関するニーズ調査』結果と比較しても、利用対象と利用時間の拡大が特に高くなっています。今後、ニーズにあわせた制度の拡充が望まれます。

【放課後児童クラブを利用している人の希望(小学校1～6年生、複数回答)】



※母数は、放課後児童クラブを利用されたことがあると回答された小学校1～6年生のかた

【放課後児童クラブを利用している人の希望(小学校1～3年生、複数回答)】



※母数は、放課後児童クラブを利用されたことがあると回答された小学校1～3年生のかた

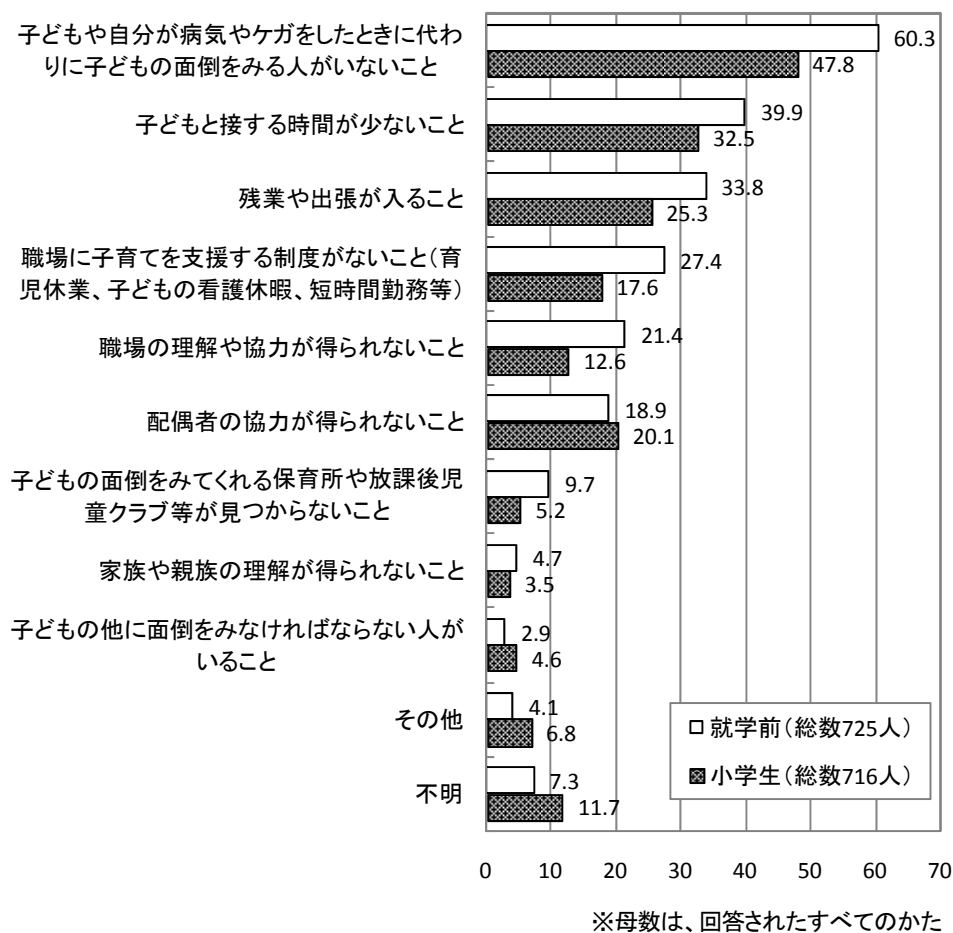
3. 仕事と子育ての両立について（アンケート調査結果より）

（１）仕事と子育ての両立支援

①仕事と子育ての両立の難しさ

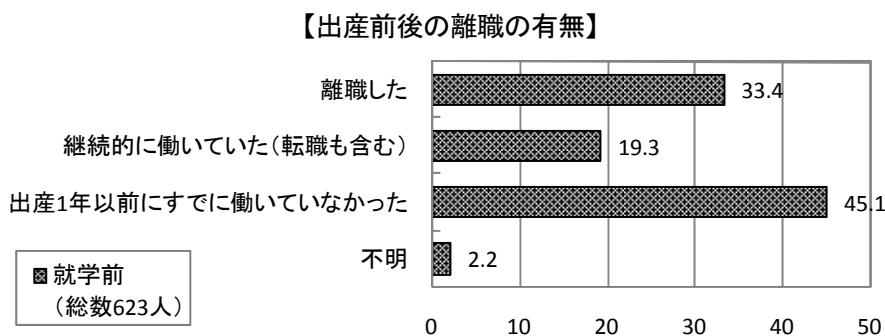
仕事と子育てを両立させるうえで大変だと感じることをたずねると、最も多いのは「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもの面倒を見る人がいないこと」（就学前 60.3％・小学生 47.8％）、次が「子どもと接する時間が少ないこと」（就学前 39.9％・小学生 32.5％）でした。

【仕事と子育ての両立で大変と感じること(複数回答)】



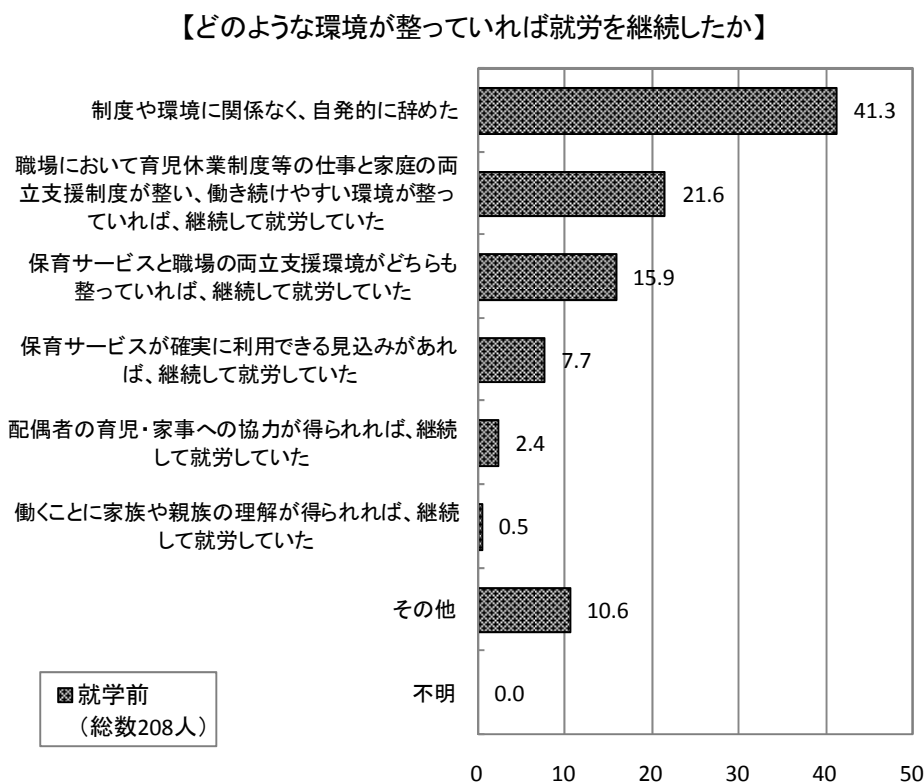
②出産前後の離職

出産前後に離職をしたかどうかをたずねたところ、「出産 1 年以前にすでに働いていなかった」と回答した人が 45.1%で最も多いものの、「離職した」人も 33.4%であり、3 割以上の人が出産前後に離職しています。



※母数は、父母同居または、母同居(ひとり親家庭)に回答されたかた

出産前後に離職した人に、「仕事と家庭の両立を支援する環境が整っていたら就労を継続しましたか」とたずねると、「制度や環境に関係なく、自発的にやめた」人が 41.3%と最多であるものの、「職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば、継続して就労していた」(21.6%)、「保育サービスと職場の両立支援環境がどちらも整っていれば、継続して就労していた」(15.9%) と、支援環境の不備により退職した人が少なくない状況がわかりました。



※母数は、父母同居または、母同居(ひとり親家庭)で、出産前後に離職されたかた

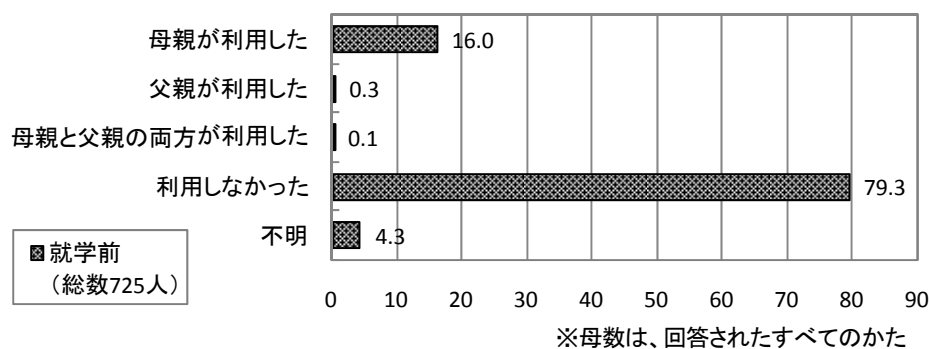
③育児休業制度の利用

育児休業制度の利用状況については、「利用しなかった」人が 79.3%、利用した人では、「母親が利用した」が 16.0%で、「父親が利用した」人は 0.3%と非常に少なくなっています。母親に限ってみると、出産後も就労を継続した人のうち育児休業制度を利用した人は 66.9%であり、これは「平成 20 年度雇用均等基本調査」の育児休業取得率 90.6%、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」行動指針に掲げる女性の「育児休業取得率目標値（2017 年）」80%と比べると低く、今後は目標数値に達することができるような支援が望まれます。

【育児休業制度の利用状況】

（単位：人）

回答数	母親が利用	父親が利用	両方が利用	利用しなかった	無回答	合 計
合 計	116	2	1	575	31	725
①離職した	14	0	0	228	8	250
②継続的には働いていた	93	0	1	39	6	139
③出産一年以前にすでに働いていなかった	4	2	0	295	14	315
不明	5	0	0	13	3	21
構成比	母親が利用	父親が利用	両方が利用	利用しなかった	無回答	合 計
合 計	16.0%	0.3%	0.1%	79.3%	4.3%	100.0%
①離職した	5.6%	0.0%	0.0%	91.2%	3.2%	100.0%
②継続的には働いていた	66.9%	0.0%	0.7%	28.1%	4.3%	100.0%
③出産一年以前にすでに働いていなかった	1.3%	0.6%	0.0%	93.7%	4.4%	100.0%
不明	23.8%	0.0%	0.0%	61.9%	14.3%	100.0%



育児休業を取得しなかった理由をたずねると、母親では、「制度を利用する資格がなかった（無職など）」（49.9%）が最も多く、次が「会社に育児休業制度がなかった」（17.7%）でした。父親では、「仕事が忙しかった」（34.7%）、「会社に育児休業制度がなかった」（31.2%）、「取得しにくい雰囲気があった」（27.9%）、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（20.4%）などとなっており、制度の充実とともに、制度を利用しやすくする職場の雰囲気づくりも課題であると思われます。

【育児休業を取得しなかった理由(複数回答)】

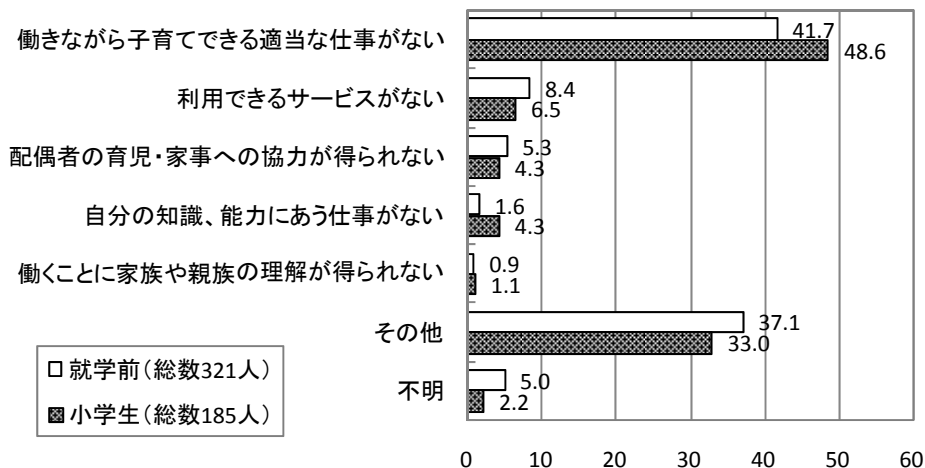
母親(総数441人)	件数	割合	父親(総数398人)	件数	割合
1 制度を利用する資格がなかった(無職など)	220	49.9	1 仕事が忙しかった	138	34.7
2 会社に育児休業制度がなかった	78	17.7	2 会社に育児休業制度がなかった	124	31.2
3 取得しにくい雰囲気があった	45	10.2	3 取得しにくい雰囲気があった	111	27.9
4 仕事に戻るのが難しそうだった	38	8.6	4 収入減となり、経済的に苦しくなる	81	20.4
5 仕事が忙しかった	22	5.0	5 親族、知人に預けることができた	28	7.0
6 親族、知人に預けることができた	21	4.8	6 昇給・昇格が遅れそうだった	25	6.3
7 収入減となり、経済的に苦しくなる	18	4.1	7 仕事に戻るのが難しそうだった	15	3.8
8 保育所等に預けることができた	14	3.2	8 制度を利用する資格がなかった(無職など)	11	2.8
9 (産休後に)仕事に早く復帰したかった	8	1.8	9 (産休後に)仕事に早く復帰したかった	3	0.8
10 昇給・昇格が遅れそうだった	4	0.9	10 保育所等に預けることができた	1	0.3
その他	67	15.2	その他	88	22.1
不明	134	30.4	不明	177	44.5

※母数は、育児休業を取得せず、取得しなかった理由にも回答されたかた

④就労希望がありながら働いていない理由

就労希望がありながら、現在働いていない理由をたずねたところ、「働きながら子育てできる適当な仕事がない」と回答した人が就学前 41.7%・小学生 48.6%で最も多く、仕事と子育てを両立させる環境づくりが望まれています。

【就職希望がありながら働いていない理由】



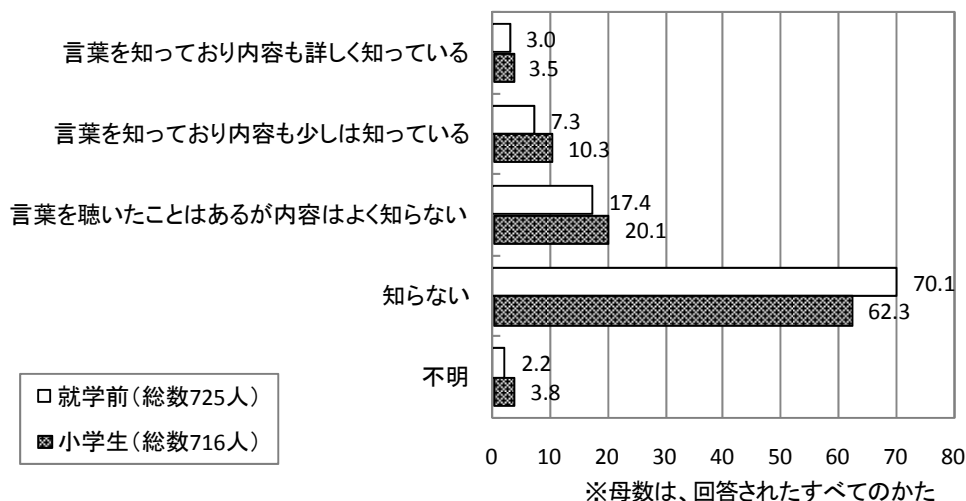
※母数は、現在未就労で、就労希望があると回答されたかた

（２）「仕事と生活の調和」について

①「仕事と生活の調和」または「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度

「仕事と生活の調和」または「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていますか、とたずねたところ、「知らない」と回答した人が就学前 70.1%・小学生 62.3%であり、認知度が低いことがわかります。

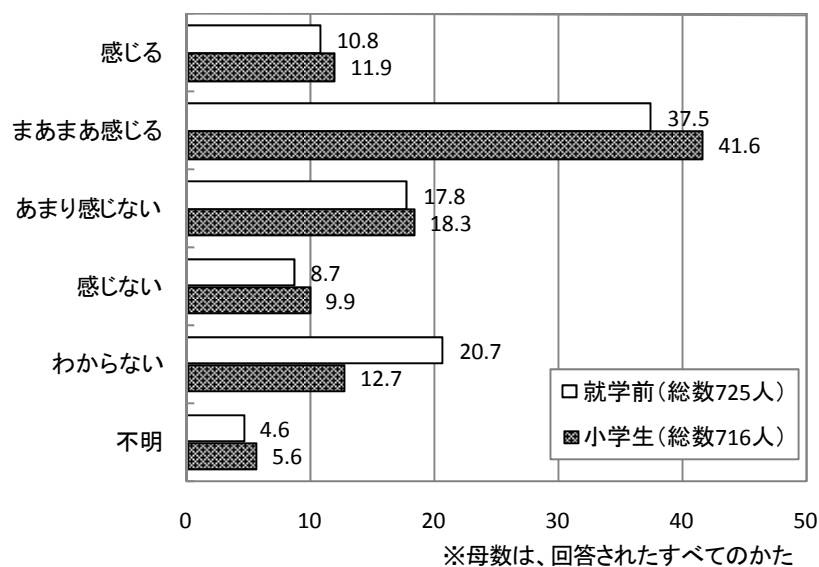
【仕事と生活の調和】または「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度】



②「仕事と生活の調和」が図られているか

自分の家庭の仕事と生活の調和については、調和が図られていると「感じる」（就学前 10.8%・小学生 11.9%）と「まあまあ感じる」（就学前 37.5%・小学生 41.6%）をあわせると、約半数の人が調和が図られていると感じています。

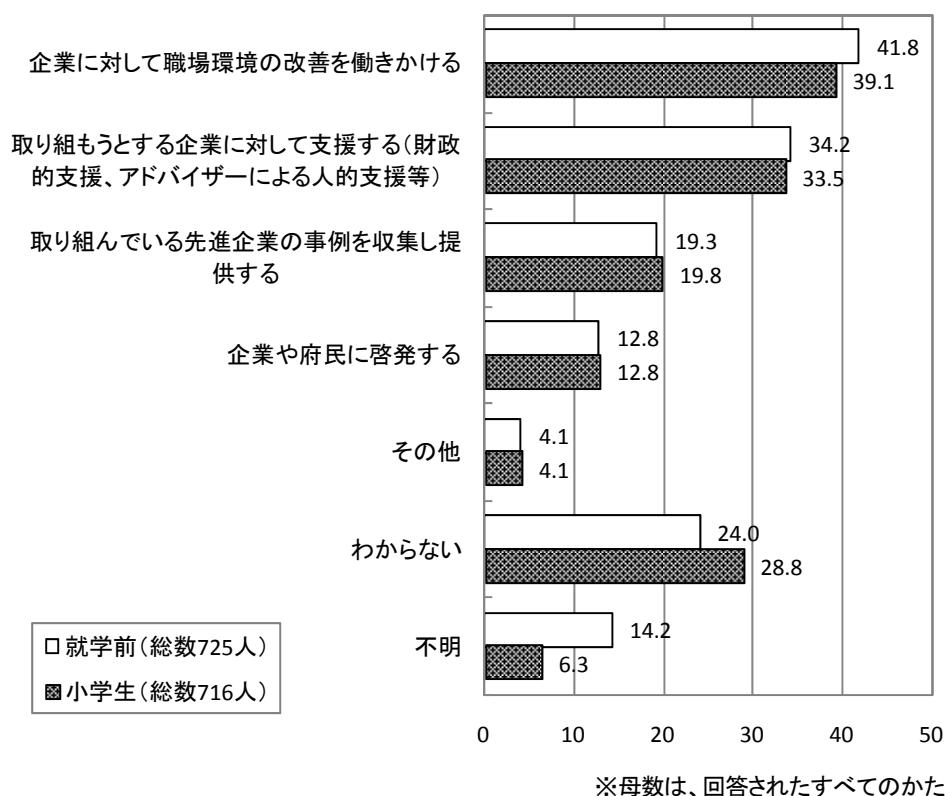
【仕事と生活の調和が図られていると感じる割合】



③企業に対して、行政に取り組んでほしいこと

「勤務先で、労働時間の短縮、休暇の取得促進、育児休業取得促進等が進むため、行政のどのような取り組みが必要と思いますか」とたずねたところ、最も多いのが「企業に対して職場環境の改善を働きかける」（就学前 41.8％・小学生 39.1％）であり、次いで「取り組もうとする企業に対して支援する（財政的支援、アドバイザーによる人的支援等）」（就学前 34.2％・小学生 33.5％）、「取り組んでいる先進企業の事例を収集し提供する」（就学前 19.3％・小学生 19.8％）、「企業や府民に啓発する」（就学前 12.8％・小学生 12.8％）、「その他」（就学前 4.1％・小学生 4.1％）、「わからない」（就学前 24.0％・小学生 28.8％）、「不明」（就学前 14.2％・小学生 6.3％）でした。

【企業に対して、行政に取り組んでほしいこと（複数回答）】

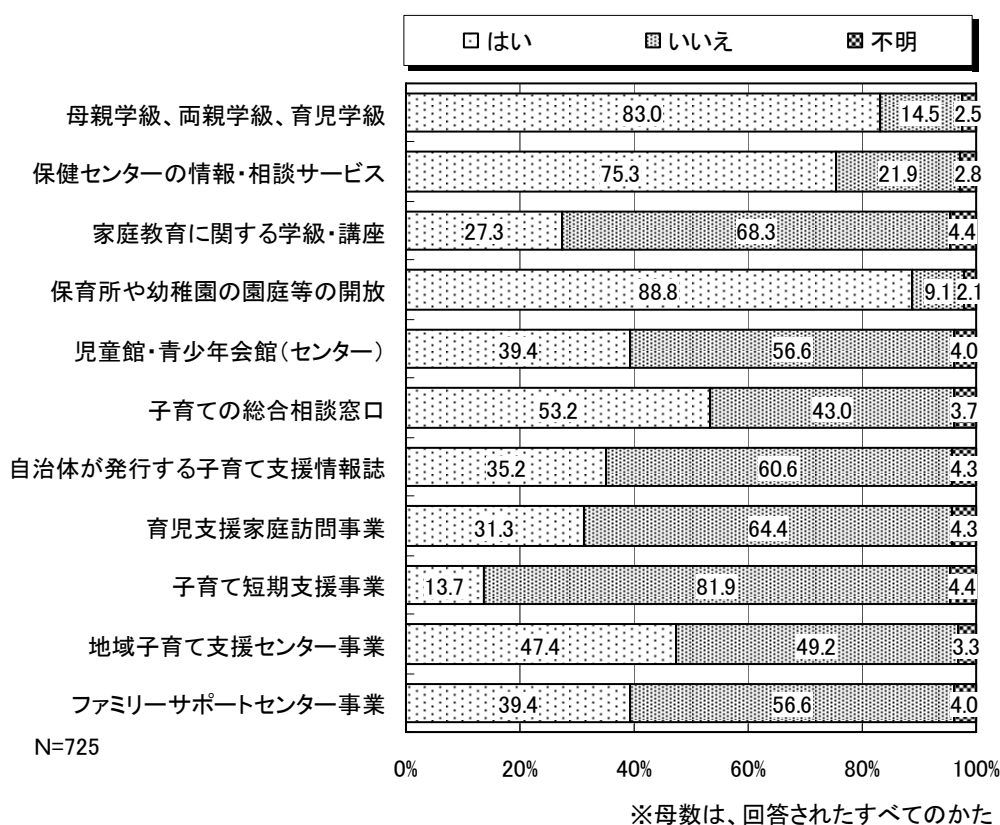


4. 子育て支援の状況

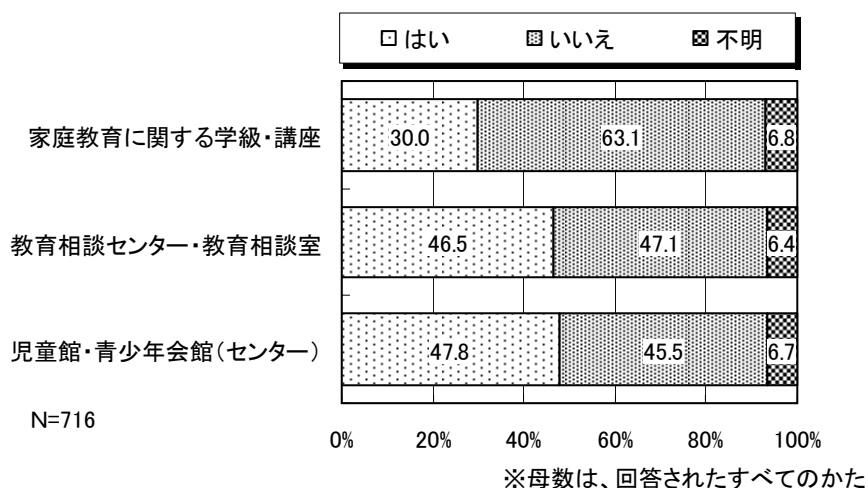
(1) 子育て支援サービスの認知度・利用状況・利用意向(アンケート調査結果より)

サービスによっては認知度が低いものもあり、さらなる啓発の必要性があることがわかります。

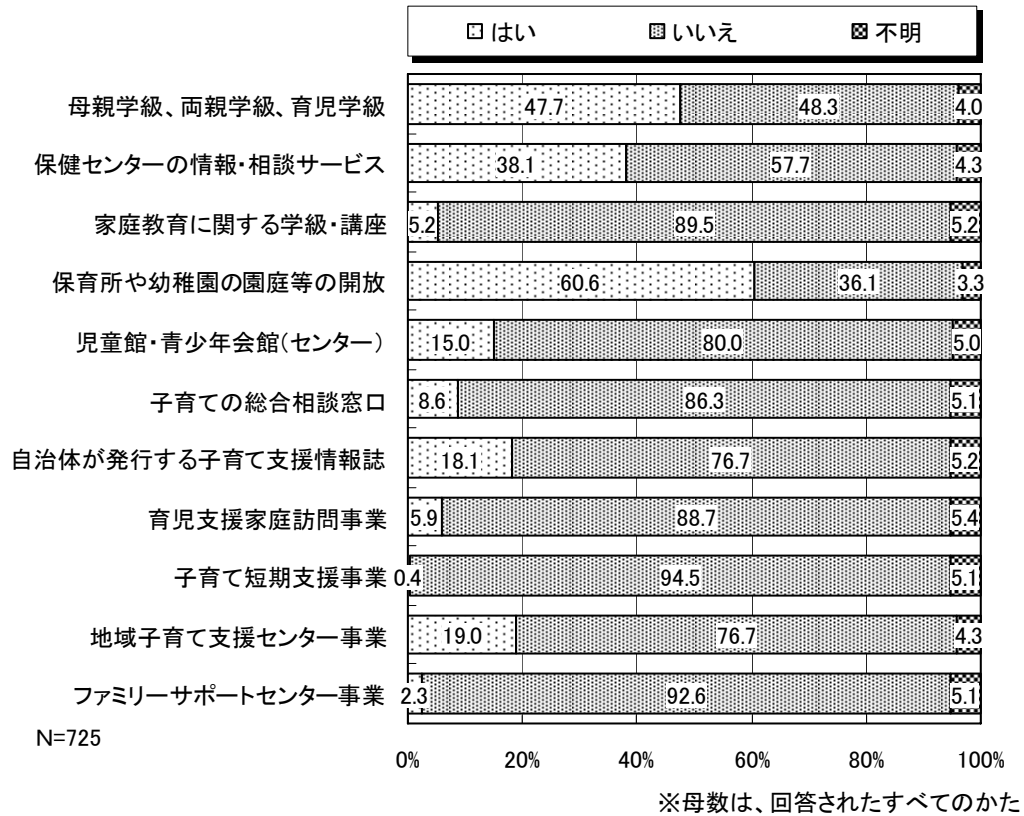
【サービスの認知度(就学前)】



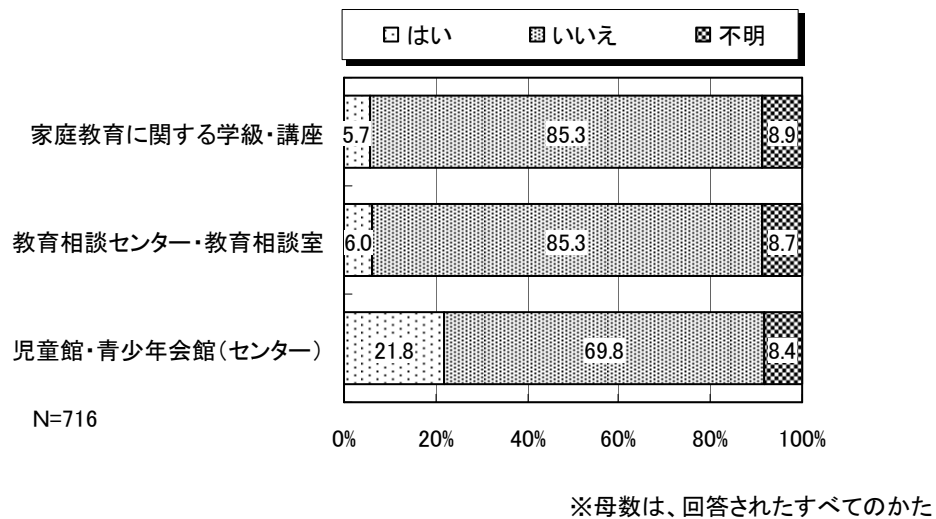
【サービスの認知度(小学生)】



【サービスの利用状況(就学前)】

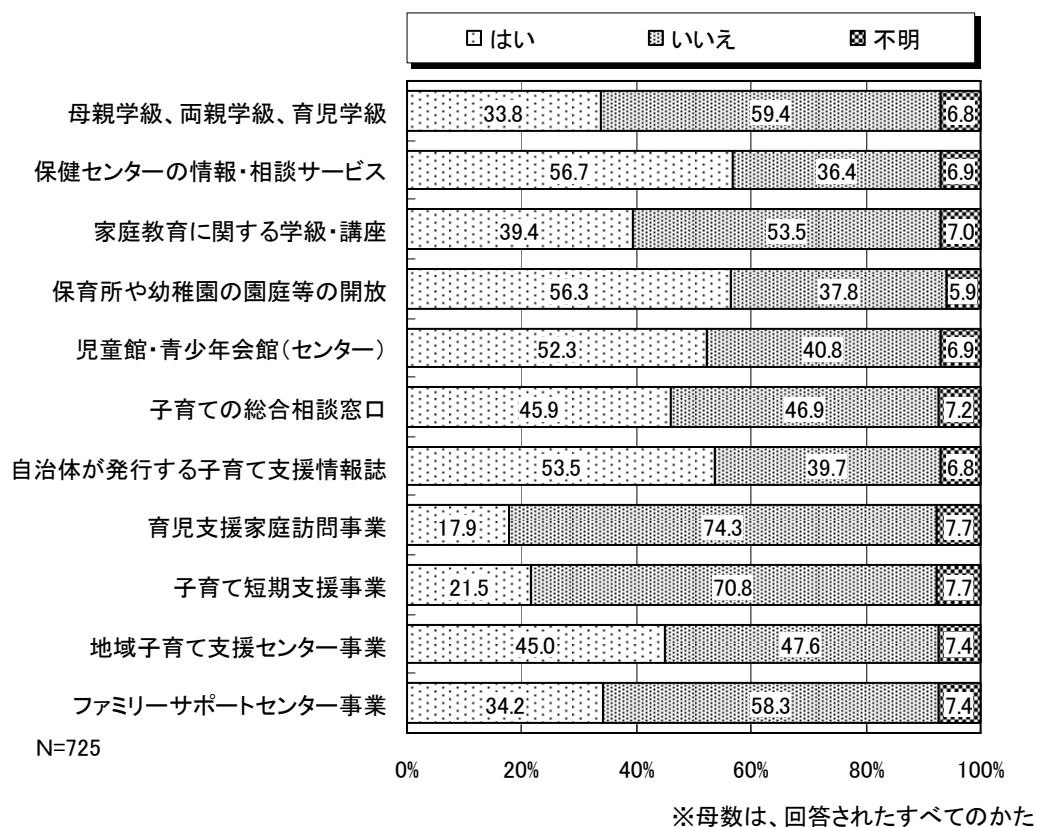


【サービスの利用状況(小学生)】

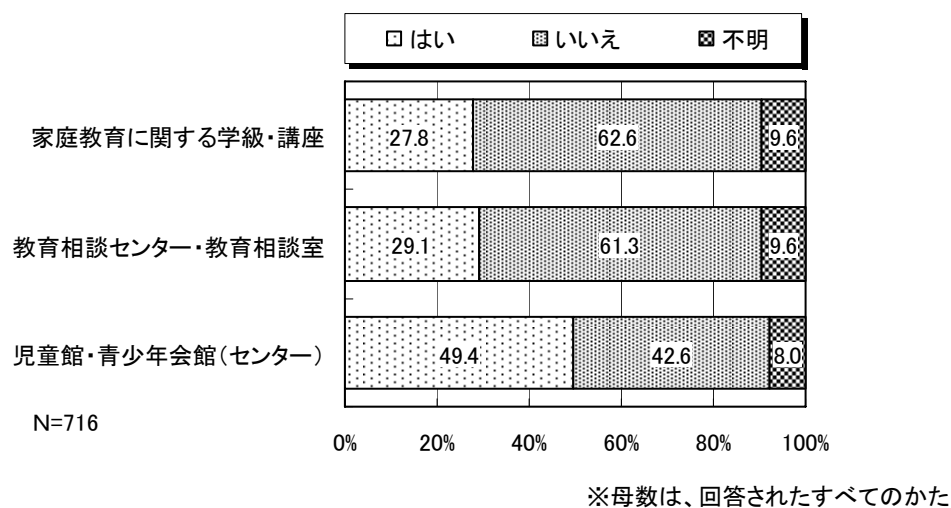


サービスの利用意向が高かったのは、「保健センターの情報・相談サービス」「保育所や幼稚園の園庭等の開放」「自治体が発行する子育て支援情報誌」（就学前児童）、「児童館・青少年会館（センター）」（小学生）となっています。また、利用意向は利用率と比較しておおむね高くなっています。

【サービスの利用意向（就学前）】



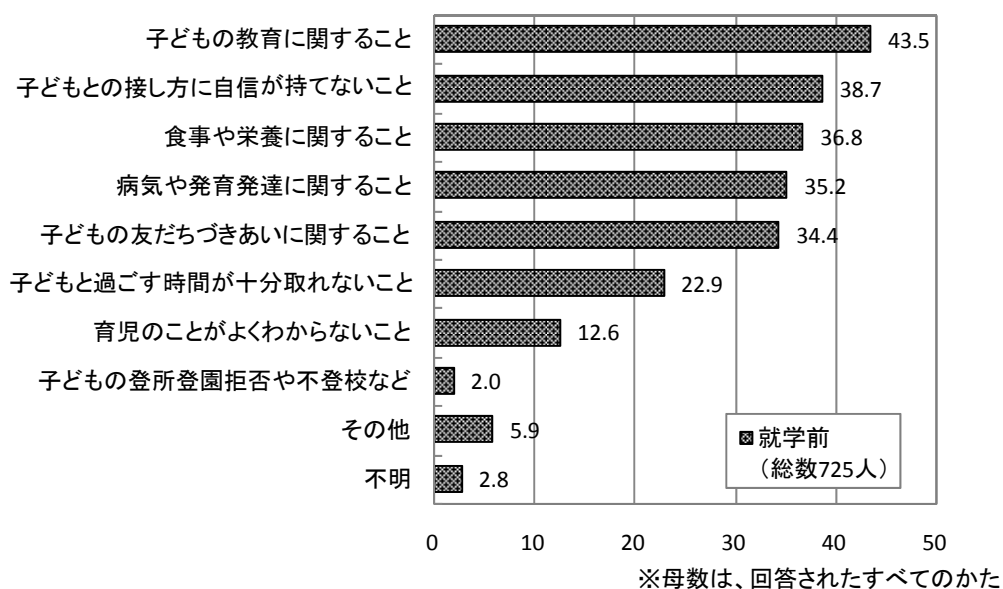
【サービスの利用意向（小学生）】



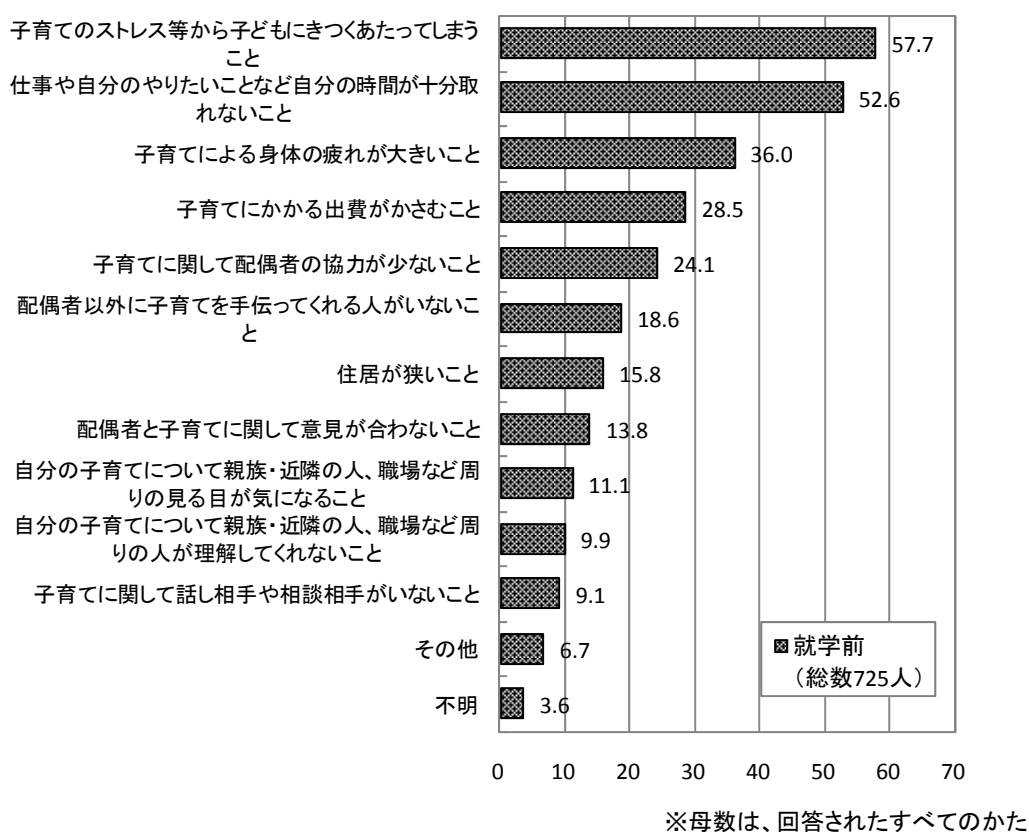
（２）子育ての悩みや不安感について（アンケート調査結果より）

子どもに関する悩みは、教育、発達・発育、子どもの友だちづきあいに関するものが多くなっており、自分自身に関する悩みは、子育てによるストレス、自分の時間がもてないことなどが多くなっています。

【子どもに関すること(複数回答)】



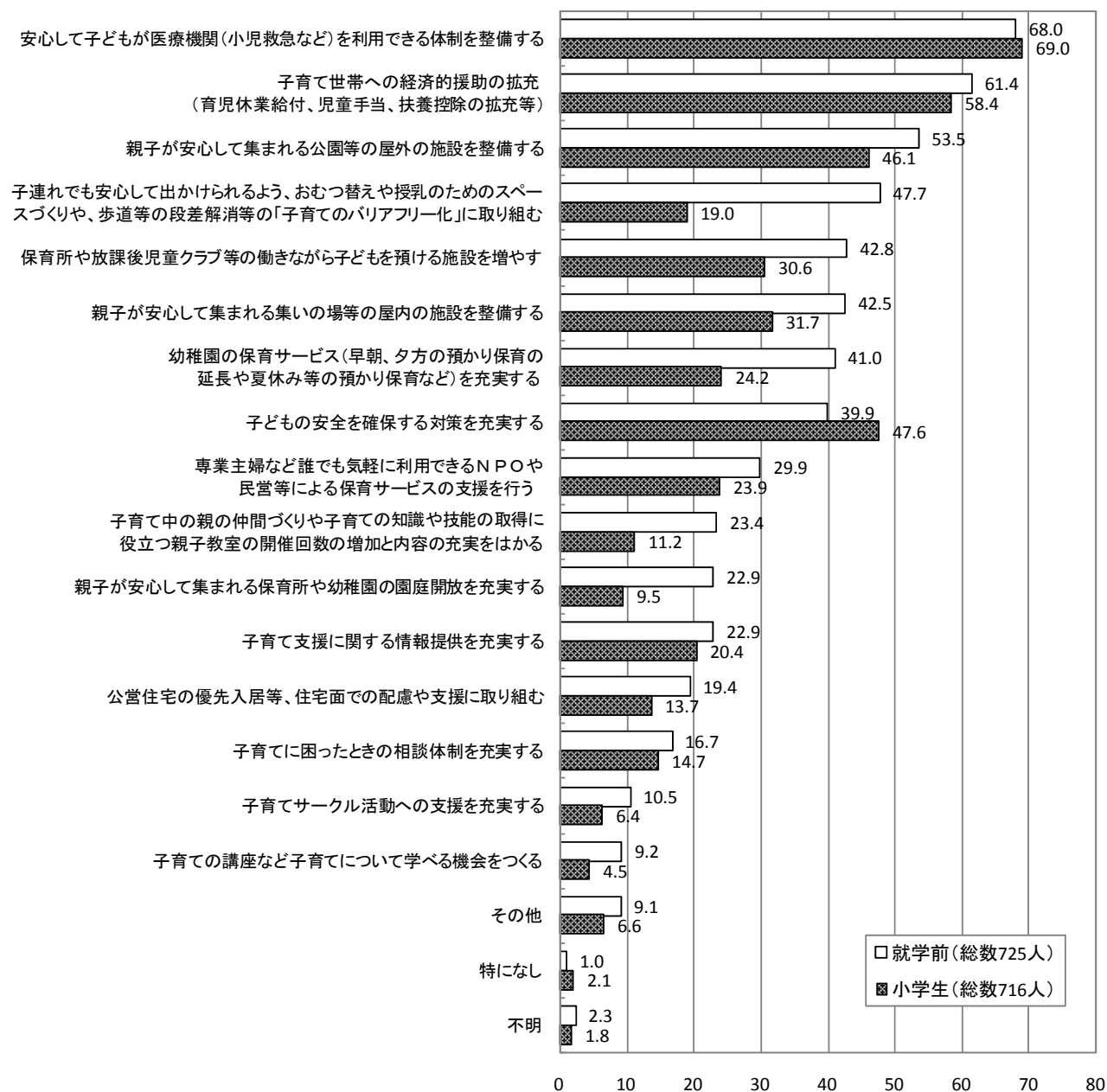
【あなたに関すること(複数回答)】



（３）行政サービスへの要望（アンケート調査結果より）

市に期待する子育て支援については、「安心して子どもが医療機関（小児救急など）を利用できる体制を整備する」「子育て世帯への経済的援助の拡充（育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充等）」「親子が安心して集まれる公園等の屋外の施設を整備する」などがあげられています。

【市に対する要望（複数回答）】



※母数は、回答されたすべてのかた

(4) 保育サービスの状況

①認可保育所入所児童の推移

平成 21 年現在、保育所数は公立保育所 4 か所、私立保育所 4 か所、計 8 か所の認可保育所があり、定員 970 名に対し、962 名が入所しています。

【保育所の入所児童数の推移】

年 度	保育所数	定 員	入所児童数		
			総 数	3 歳以上	3 歳未満
平成 16 年度	8	950	925	566	359
平成 17 年度	8	950	964	554	410
平成 18 年度	8	950	965	559	406
平成 19 年度	8	950	939	557	382
平成 20 年度	8	950	964	562	402
平成 21 年度	8	970	962	557	405

各年度 3 月現在(21 年度のみ 10 月現在)

②保育所待機児童数

待機児童数は、平成 21 年度、定員の増加により減少しています。

【待機児童数の推移】

単位: 人

年 度	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
待機児童数(人)		61	47	37	46	29

③延長保育

延長保育事業は、すべての保育所で実施しています。公立保育所 4 か所、私立保育所 3 か所で 19 時まで、私立保育所 1 か所で 21 時まで実施しています。

④一時保育

ニーズの増大にあわせて、平成 20 年度に私立保育所で 1 か所整備し、平成 21 年現在は 2 か所で実施しています。

【一時保育の実施状況】

年 度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
延べ利用人員	1,489	2,020	2,291	1,833	2,027

⑤障がい児保育

公立保育所、私立保育所とも、心身に何らかの障がいを持つ乳幼児や、保育上配慮を必要とする乳幼児に対して必要な保育を行うとともに、発達相談員による保護者への相談や助言を行っています。また、知的障がいのある子どもに対する専門療育と保護者に対する指導を実施している知的障害児通園施設「松の実園」と、発達上の問題のある就学前の児童と保護者を対象に療育指導・各種相談を行っている「バンビグループ」と連携を図っています。

⑥病後児保育

平成 19 年度から私立保育所 3 か所で、平成 21 年度からは私立保育所 4 か所で実施しています。

⑦産休明け保育

すべての公立保育所、私立保育所で、産休明けとなる生後 2 か月児からの乳児保育を実施しています。また、育児休業明けのときの入所ニーズに対しても、休業明けと同時に保育所が利用できるよう、年度途中の入所円滑化を図っています。

⑧放課後児童会（あおぞら児童会）

あおぞら児童会は、市内 7 校（10 クラブ）で開設しています。開設時間は、平日 13 時～17 時、土曜日 11 時～17 時、夏休み等長期休暇中は 9 時～17 時まで実施しています。

【放課後児童会の児童数等の推移】

年 度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 20 年度
児童会数(クラブ数)	7	9	9	9	9	10
定員数(人)	495	495	495	495	495	550
児童数(人)	439	469	404	445	472	495
定員充足率(%)	88.687	94.747	81.616	89.899	95.354	90.000

(5) 子育て支援サービスの状況

①地域子育て支援センター事業

公立保育所 1 か所、私立保育所 1 か所、計 2 か所の地域子育て支援センターで、子育て家庭に対する不安等についての相談指導や地域の保育需要に応じた特別保育事業などを実施しています。

(6) 相談事業

①家庭児童相談室

毎週月・火・木・金の午前 9 時 30 分～午後 5 時 15 分まで、子育て支援課で家庭児童相談員が相談に応じています。

【家庭児童相談内容及び件数】

相談種別	年度	児童虐待	養護相談	発達・障がい相談				非行	性格行動	不登校	その他 (家族問題)	計
				重度心身障がい	言語発達障がい	知的障がい	自閉症等					
面接相談	H16	77	57	0	0	0	1	3	3	10	5	156
	H17	104	54	0	1	2	0	6	13	7	4	191
	H18	100	49	0	0	3	0	4	8	6	6	176
	H19	110	61	0	0	2	1	5	6	3	7	195
	H20	126	100	0	0	1	1	2	9	8	3	250
電話相談	H16											0
	H17								3		2	5
	H18								1	1	4	6
	H19		5			1			1		5	12
	H20		1									1

(7) 幼稚園の状況

【幼稚園の園児数の推移】

単位: 人

年度	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
園数	7	7	7	7	7	7
2 歳児						
3 歳児	216	264	218	272	232	221
4 歳児	463	461	550	421	434	376
5 歳児	488	459	460	496	417	438
計	1,167	1,184	1,178	1,189	1,083	1,035

(8) 小学校の状況

【小学校児童数の状況(市立)】

年 次	学校数	学級数	児童数(人)		
			総 数	男	女
平成 16 年	7	120	3,534	1,848	1,686
平成 17 年	7	125	3,612	1,885	1,727
平成 18 年	7	129	3,658	1,908	1,750
平成 19 年	7	136	3,759	1,930	1,829
平成 20 年	7	138	3,797	1,937	1,860

(9) 母子保健の状況

①乳児一般健康診査

乳幼児の健康管理とともに、疾病等の早期発見、育児不安への対応などに力を入れ、乳幼児の健全な発育に寄与することを目的として健康診査を実施しています。

【乳児一般健康診査の状況】

年 度	出生数(人)	受診児数(人)	受診率(%)
平成 16 年度	722	562	78
平成 17 年度	609	486	80
平成 18 年度	630	490	78
平成 19 年度	567	462	82
平成 20 年度	580	448	77

1) 4 か月児健康診査

【4 か月児健康診査の状況】

年 度	対象児数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	受診結果			
				異常なし		経過観察	
				(人)	(%)	(人)	(%)
平成 16 年度	732	715	98	389	54	156	22
平成 17 年度	610	591	97	344	58	123	21
平成 18 年度	619	606	98	393	65	128	21
平成 19 年度	567	545	96	377	69	81	15
平成 20 年度	587	566	96	371	66	115	20

2) 1 歳 7 か月児健康診査

【1 歳 7 か月児健康診査の状況】

年 度	対象児数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	受診結果			
				異常なし		経過観察	
				(人)	(%)	(人)	(%)
平成 16 年度	688	650	95	306	47	206	32
平成 17 年度	722	692	96	341	49	232	34
平成 18 年度	591	564	95	291	52	190	34
平成 19 年度	601	555	92	309	56	158	29
平成 20 年度	567	540	95	266	49	203	38

3) 3 歳 6 か月児健康診査

【3 歳 6 か月児健康診査の状況】

年 度	対象児数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	受診結果			
				異常なし		経過観察	
				(人)	(%)	(人)	(%)
平成 16 年度	732	634	87	326	51	63	10
平成 17 年度	726	637	88	299	47	94	15
平成 18 年度	650	590	91	301	51	73	12
平成 19 年度	661	608	92	304	50	91	15
平成 20 年度	578	510	88	252	49	84	17

4 か月児、1 歳 7 か月児、3 歳 6 か月児いずれも受診率は 9 割前後で推移しており、保護者の関心の高さがうかがわれます。

②経過観察健診・発達相談

乳幼児健康診査受診の結果、経過観察が必要と思われる乳幼児については、引き続き経過観察健診・発達相談を行っています。

【乳幼児精密検査健康診査等の利用人数】

年度	約束クリニック	1歳7か月児 心理フォロー	乳幼児精密検査健康診査	乳幼児相談
平成16年度	174	75	2	354
平成17年度	203	127	0	600
平成18年度	188	108	2	590
平成19年度	127	88	3	592
平成20年度	146	99	2	564

③両親教室(パパママ学級)

妊娠・出産、子育てに関する正しい知識の普及と妊産婦の交流を図るため、「パパママ学級」を実施しています。平成18年度からは日曜開催を実施し、妊産婦だけでなく父親の積極的な参加を促進しています。

【両親教室(パパママ学級)の受講者数】

年度	回数(回)	受講者延べ人数(人)		1回の受講者(人)
		母親	父親	
平成16年度	24	181	23	9
平成17年度	15	137	26	11
平成18年度	17	173	41	13
平成19年度	17	160	24	11
平成20年度	17	163	42	12

④乳幼児相談

乳幼児の日々の食事や病気などに関する親の疑問や不安の解消に役立つよう、市内3か所(保健センター、デージードーム、とろしプラザ)で乳幼児相談を実施しています。

【乳幼児相談受講者数】

年度	開催回数(回)	受講者延べ人数(人)	
		乳児	幼児
平成16年度	34	276	78
平成17年度	34	410	190
平成18年度	34	375	215
平成19年度	34	382	210
平成20年度	36	382	182

⑤訪問指導

妊産婦や新生児・乳幼児について、必要と思われる場合には、訪問指導を実施しています。

1) 妊産婦訪問指導

【妊産婦訪問指導の状況】

年 度	妊 婦		産 婦	
	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
平成 16 年度	0	0	46	46
平成 17 年度	2	2	58	66
平成 18 年度	0	0	47	50
平成 19 年度	2	2	64	70
平成 20 年度	4	4	65	66

2) 新生児・乳幼児訪問指導

【新生児・乳幼児訪問指導の状況】

年 度	新生児 (未熟児を除く)		乳児 (新生児・未熟児を除く)		幼児		その他 (学童)	
	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
平成 16 年度	8	8	16	27	72	94	10	19
平成 17 年度	2	4	5	5	80	108	7	8
平成 18 年度	3	3	6	6	71	74	11	11
平成 19 年度	4	4	8	9	84	94	13	14
平成 20 年度	6	6	11	19	120	133	20	20

⑥栄養改善指導

【栄養改善指導の状況】

年 度	開催回数(回)	受講者延べ人数 (人)
平成 16 年度	49	2,251
平成 17 年度	44	1,313
平成 18 年度	59	1,573
平成 19 年度	62	1,816
平成 20 年度	55	1,858

⑦休日診療小児科受診者数

小児救急医療体制について、初期救急医療は高石市立診療センターにおいて休日診療を実施しています。また二次救急医療は、泉州医療圏における病院の輪番制による二次救急医療体制を整備しています。

【休日診療小児科受診者数】

年度	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
利用人数	1,987	2,046	1,922	1,793	1,879

5. 施策課題

次世代育成支援対策後期行動計画を策定するにあたっては、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」をふまえ、「子どもの人権の尊重」を前提として、次の4つの視点で施策課題を検討しました。

●すべての子どもが人権を尊重され、伸びやかに育つことのできるまちづくり

1989（昭和64）年、国連において「子どもの権利条約」が採択され、平成21年で20年になります。日本においても1994（平成6）年に批准されたこの条約には、子どもに関わるすべてのことがらについて「子どもの最善の利益」が第一次的に考慮されなければならないと謳われています。そして、子どもの最善の利益を保障するために、国はあらゆる手だてを講じなければならないとされています。

この「子どもの権利条約」の理念に基づき、すべての子どもがその状況によって差別されることなく、基本的人権が尊重されるよう取り組んでいくことが大切です。このため、子どもを一人の人格としてとらえ、子どもの虐待やいじめなどの様々な問題に対し、その人権を擁護する体制づくりを進めます。

また、障がいのある子どもや、保護者による養育が難しい子どもが伸びやかに育つためには、適切な支援や支援を受ける側の立場に立った施設整備やサービスの提供、プライバシーに配慮した相談等の充実に努めます。

なお、本市では、高石っ子が自ら豊かな社会をつくり出し、たくましく生き抜く人間に成長することを願い、家庭・学校・地域の協力のもと、自由と平和を愛し、正義と秩序を重んじ、お互いに尊重しあう民主的な人間に育つことをめざして昭和61年7月に「高石っ子憲章」を定めています。

子どもの人権を尊重し、子どもの施策に子どもの声を反映させていくこと、ともに考えていく体制づくりを進めます。

●家庭で安心して子育てができるまちづくり

安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりのために、子どもにとって基本的な生活の場である家庭を中心に支援を行う必要があります。家庭の養育機能を高め、安心して、また楽しく子育てができ、子育ての喜びが実感できるよう、すべての子育て家庭に対する支援が求められます。

平成19年12月に提出された『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」でも、「すべての子どもの健やかな育成」をサポートするための切れ目のない支援が基本的な考え方となっています。このため、出産を安心して迎えることができるよう母子保

健体制の充実を図るとともに、出産後も生活スタイルを考えながら子育て方法を選択できるよう、情報提供やサービスのコーディネート機能の整備・拡充をめざします。

また、ゆとりのある住宅の促進や生活の安全性を高めるなど生活環境の向上をめざすとともに、身近な地域で相談できる体制や子育て仲間のネットワークづくりを促進することによって、子育て家庭が地域で孤立することのない状況をめざし、子育て家庭が陥ることの多い子育てへの不安やストレスを軽減します。

●子育てと社会活動を両立できるまちづくり

女性の就労が一般化する中、さらに高齢社会を背景に、子育てのために職場を離れている看護師や保健師などの資格をもつ人材の活用や、ホームヘルパーなどの資格取得者を増やしていく必要が求められている中で、子育てと仕事の両立は大きな課題となっています。

『子どもと家族を応援する日本』重点戦略（平成 19 年 12 月）でも、「親の就労と子どもの育成の両立を支える支援」は重点課題となっており、両立を支える体制・仕組みの構築とともに、それぞれの制度における弾力化による多様な選択を支える切れ目のない支援が求められています。

さらに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成 19 年 12 月）等を踏まえ、地域における関係機関や企業などとの協働体制の下で、総合的な少子化対策の推進を図ることが求められています。

ニーズ調査では、子育てのために就労を中断・断念した人が少なからずいること、また、子育てと仕事を両立できる支援があれば就労したいと考えている人が多いことが浮き彫りになりました。そのため、子育てと仕事の両立を支える保育サービスの充実や支援体制の充実をさらに進めていくとともに、男女がともに社会責任と同時に家庭責任を果たし、両立して生活を営むことができるよう、家庭内だけでなく社会全体の、男女共同参画の意識啓発に努めます。

●健やかな子育てを地域で支えるまちづくり

子どもが生き生きと安全に、また健全に育つうえで、地域社会が果たす役割はきわめて重要です。しかし、現在では、地域における人間関係の希薄化が進行し、ニーズ調査でも「地域で子どもが巻き込まれる事故や事件が増加している」と感じている人が増えています。

地域の一人ひとりが子どもを見守り、子どもの健やかな育ちにそれぞれの立場からかかわっていくことによって、子どもの安全性を確保したり、世代間交流など人とのふれあいを通して子どもが新たな自己を発見し、個性を伸ばしたりするなど、子どもの健やかな成長を促すことになります。

そのためには、子育てを地域で支える意義を市民と共有できるよう、意識啓発を図るとともに、子どもを地域で見守る取り組みや子ども会などの活動を支える人材の育成などを進める必要があります。ニーズ調査では、子どもの安全を確保するための取り組み（子ども 110 番事業、子どもの安全見守り隊事業など）に対する認知度は高く、また、機会があれば今後協力したいと思っている人も多いことがわかりました。今後は市民と行政が協働して、子どもの安全を確保する取り組みを進めていきます。

また、心身の健全な発達を促すため、子どもが安心して伸びやかに遊ぶことのできる環境をつくりだすまちづくりをめざします。ニーズ調査でも子どもの遊び場に対する満足度は低く、安全に安心して遊べる場所づくりが求められています。

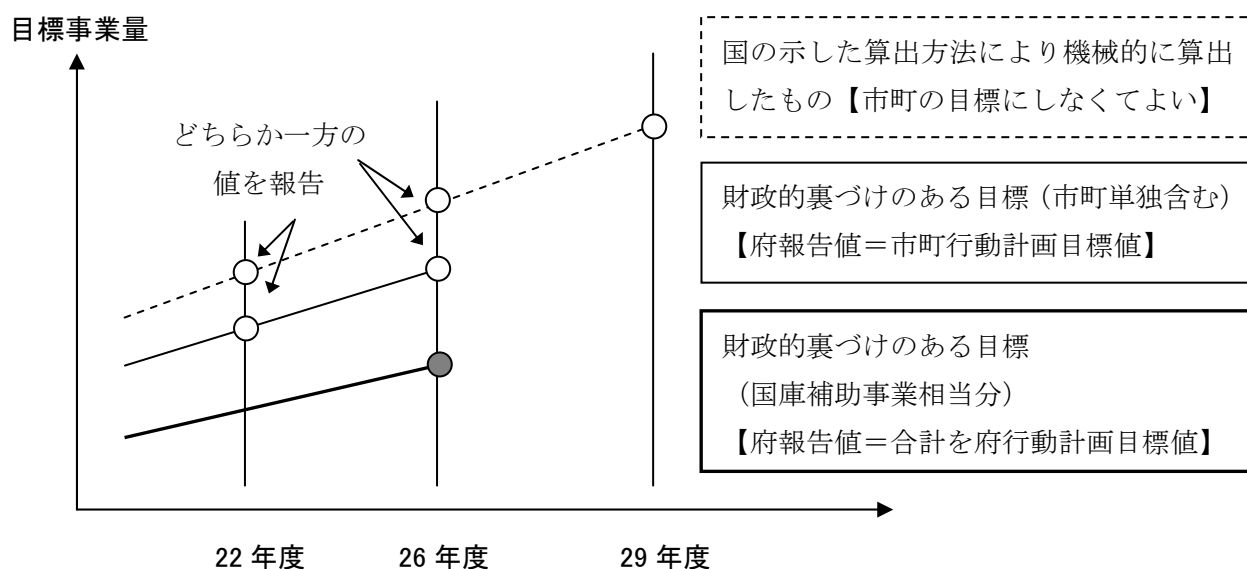
第3章 サービス事業量推計について

次世代育成支援後期行動計画を策定するにあたり、実施したアンケート調査結果からニーズを把握し、計画期間の最終年度である平成26年度における保育サービスの目標事業量を設定することとなります。目標事業量は、国から示された計算方法に則って算出しますが、算出結果をそのまま目標事業量とするのではなく、地域における供給体制のあり方等を検討し、地域独自の目標を設定することとされています。

1. 事業量推計の算出方法

ニーズ調査結果より、現在・潜在の家族類型別における各種サービスの利用状況・利用意向を把握し、人口推計により算出した推計児童数に利用意向割合をかけることにより各種サービスのニーズ量を算出します。

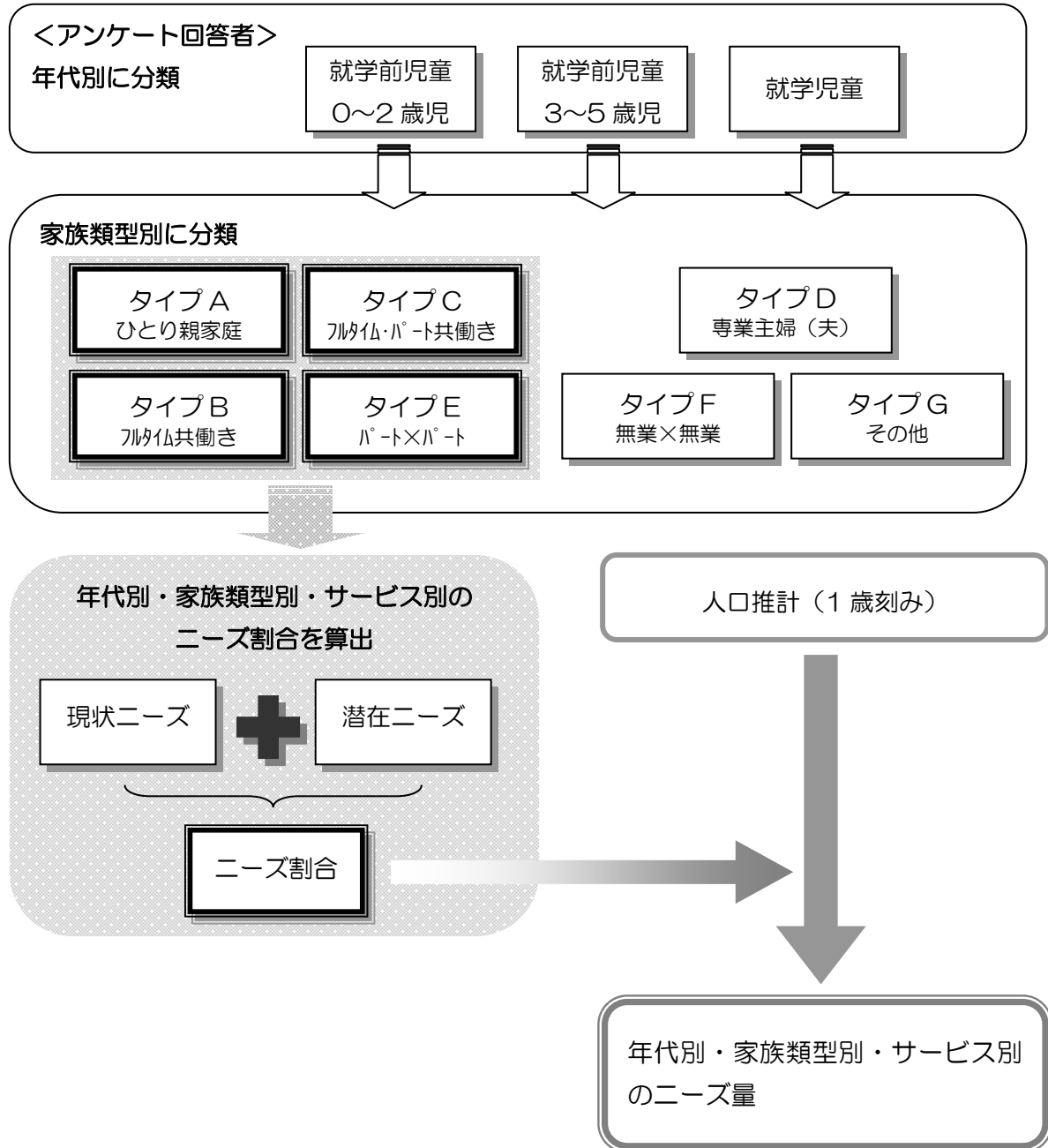
※ 国の示した算出方法(上記)によるニーズ量は、あくまでも機械的に算出したものです。そのため、目標量は機械的に算出した数値ではなく、地域の実情に沿った数値を目標値として報告することとなります。



○ 国及び府への報告が必要な値

● 府への報告が必要な値

【サービス事業量推計の流れ】



2. 平成 26 年度の目標事業量一覧

	H21 目標事業量	H21.3 現在実績	H26 目標事業量 (推計値)
①通常保育事業	970 人	962 人	957 人
②特定保育事業			
③延長保育事業	9 か所	8 か所	8 か所
④夜間保育事業			
⑤トワイライト ステイ事業	2 か所	2 か所	2 か所
⑥休日保育事業	1 か所		2 か所
⑦病時・病後時保 育事業(体調不良 児対応型)	4 か所	4 か所	8 か所
⑧病時・病後時保 育事業(病児対応 型・病後児対応型)	1 か所		1 か所
⑨放課後児童健全 育成事業	7 か所	7 か所	7 か所
⑩地域子育て支援 拠点事業	2 か所	2 か所	3 か所
⑪一時保育 (預かり)事業	2 か所	2 か所	3 か所
⑫ショートステイ事業	6 か所	6 か所	6 か所
⑬ファミリー サポート事業	1 か所	1 か所	1 か所
⑭つどいの広場事業	1 か所		1 か所

第4章 行動計画

1. 施策体系

理念を形成していくための施策体系は次のようになります。

1. 地域における子育て支援
1 地域における子育て支援サービスの充実
2 保育サービス等の充実
3 地域における子育て支援のネットワークづくり
4 児童の健全育成
5 世代間交流の推進、余裕教室等を活用した子育て支援サービスの推進
2. 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進
1 子どもや母親の健康確保
2 食育の推進
3 思春期保健対策の充実
4 小児救急医療体制の充実
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
1 次代の親の育成
2 就労意識の啓発、情報発信
3 安全等に配慮した教育環境の整備
4 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備
5 家庭や地域の教育力の向上
6 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
4. 子育てを支援する生活環境の整備
1 良質な居住環境の確保
2 子ども等が安心・安全に通行することができる道路交通環境の整備
3 安心して外出できる環境の整備
4 子どもが犯罪等の被害に遭わないための安心・安全まちづくり推進
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進
1 女性の就労支援と男性を含めた働き方の見直し等
6. 子どもの安全の確保
1 子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進
2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
3 犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援
7. 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進
1 児童虐待防止対策等の充実
2 母子家庭等の自立支援の促進
3 障がい児施策の充実

2. 具体的な取組み

(1) 地域における子育て支援

①地域における子育て支援サービスの充実

<乳児家庭全戸訪問事業の創設>

「生後4か月までの全戸訪問事業」は「乳児家庭全戸訪問事業」として、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年）により、第2種社会福祉事業に位置づけられました。それに伴い、本市においても平成22年度中に事業を開始できるよう計画を作成します。この事業は、すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とした子育て支援事業です。

<地域子育て支援センター事業の充実>

「育児不安等についての相談指導」「子育てサークル等の育成・支援」「家庭保育を行う者への支援」等の目的のために、公立と私立の保育所各1か所内に子育て支援センターを設置し、「赤ちゃん広場」「園庭開放」「子育て相談」の事業を行っています。子育て支援センターはこのように地域の中核として活動を行い、地域への出前保育等の充実も図ってきました。

今後も、子育てに関する様々なニーズに対応するため、保育所、幼稚園、保健所、病院などの子育て関連施設のサービス内容を把握し、必要に応じて効果的に組み合わせ情報提供できるよう、地域でのコーディネート機能を強化していきます。

さらに、子育て支援センターを1か所増設します。

<一時保育等の充実>

・一時預かり事業の充実

保護者の急用発生などの緊急時や週数日のパートタイム就労の非定型、また、育児不安等の私的理由に対応する一時預かり保育を保育所1か所で実施していましたが、ニーズの増大にあわせて平成20年度にさらに1か所整備し、現在2か所で実施しています。今後も継続して実施していきます。

・ショートステイ事業（子育て短期支援事業）の充実

保護者の疾病疲労その他の身体上、精神上または環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、7日以内の短期間の養育を行う

ショートステイ事業を実施しています。市外の児童福祉施設 4 か所で実施していましたが、平成 20 年度と 21 年度にそれぞれ 1 か所増やし、計 6 か所で実施しています。今後も制度の周知と利用の促進を図っていきます。

・トワイライトステイ事業の充実

保護者の仕事等の理由で、平日の夜間または休日に不在となり、帰宅が夜間になるなど家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童福祉施設で一時的に児童を養育・保護するトワイライトステイ事業を実施しています。子育て家庭のニーズが多様化や増加に伴い、平成 21 年度までに 2 か所実施を実現しました。今後も引き続き実施していきます。

＜放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）の充実＞

保護者の労働等により昼間保育に欠ける児童に、学校の空き教室を利用して、適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）を、平成 21 年度現在、市内 7 小学校（10 クラブ）で実施しています。

平成 18 年度から利用者が増加傾向にあることから、待機をつくらないことを念頭に置き、クラスの複数化を行うとともに専門の非常勤嘱託員 2 名を配置のうえ、配慮を要する児童への対応や、あおぞら指導員の教育など指導体制の充実に努めています。

今後も、社会情勢の変化や利用者ニーズなどを把握しながら、適宜適切な対応を行い、放課後児童健全育成事業の充実に努めます。

＜放課後子ども教室推進事業（こども元気広場）の実施＞

放課後子ども教室推進事業（こども元気広場）は、放課後児童健全育成事業と併せて、子どもたちの放課後の安全で健やかな活動場所を提供するため国が提唱した事業で、小学校区の各団体等からボランティアの方々の参画・協力を得て、空き教室や運動場を利用し、放課後や土曜日にスポーツや学習活動を行うことを目的としており、本市では、平成 19 年度から各小学校で順次実施し、平成 21 年度までに市内全ての小学校での実施を実現しました。今後も引き続き実施していきます。

＜ファミリーサポートセンター事業の整備＞

地域における子育ての相互援助活動を行う会員制組織であるファミリーサポートセンター事業を社会福祉協議会に委託し実施しています。今後も、家庭における育児支援や地域の中で子育てを助け合う環境整備の必要性の増大にかんがみ、継続して実施していきます。

＜つどいの広場事業の検討＞

主に乳幼児（0～3 歳児）を持つ親と子どもが気楽に集い交流するとともに、子育て相談を行うつどいの広場事業については、核家族化の進行により世代間の育児知識・技術の伝承が十分行われなくなっている現在、地域での支えあいが必要とされているため、1 か所整備することを目標にします。

②保育サービス等の充実

＜乳児保育等の充実＞

共働き家庭の増加や勤務形態の多様化によって産休明けの職場復帰や 1 年間の育児休業取得が困難な保護者など、0 歳児保育についてのニーズ増大が予想されることから、現在市内全ての保育所で低年齢児保育を実施しています。待機児童対策として定員枠の拡大を進めます。

＜延長保育の充実＞

保育所では通常保育の終了後、延長して子どもを預かる延長保育を実施しています。現在保育所 6 か所で 19 時まで、2 か所で 21 時までの延長を実施しています。今後も、働く女性の増加や勤務形態の多様化により就労時間に対して多様なニーズが生まれることが予想されることから、継続するとともにニーズに合わせ柔軟に対応していきます。

＜病児・病後児保育の実施＞

事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的に対応しています。

今後は市内全ての保育所で実施できるよう努めます。

また、病気回復期にあり、集団保育に適さない児童を預かり、子育てと就労の両立を支援する病後児保育については、医療関係機関の協力を得ながら、今後利用者の動向やニーズを把握し、必要に応じて検討していきます。

＜休日保育の実施＞

日曜日、祝日等の保育所での保育サービスについては、就労形態の多様化により両親ともに常勤しているケースもみられることから、今後利用者の動向やニーズを把握し、必要に応じて、検討していきます。

＜夜間保育事業＞

現在、市内保育所 1 か所で 21 時まで延長保育を実施していますが、その利用人数が少ないことから、22 時を基本として開設する夜間保育事業については、今後利用者の動向やニーズを把握し、必要に応じて検討していきます。

＜保育所における子育て支援の充実＞

子どもを取り巻く環境は、少子・高齢化、女性の社会進出、家庭や地域の子育て機能の低下など、大きく変動しています。こうした環境の変化により、一時保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育などの保育ニーズも多様化してきており、こうしたニーズに対する保育サービスの充実がさらに求められています。

また、障がいのある子どもをはじめ、配慮を要する子どもが、集団保育の中で生活することは発達に大きなプラスを生み、保護者の就労を支えるためにも大切なことです。

保育所は、地域における子育て支援のセンター的役割や障がい児保育事業を実施するなど、多様化する保育ニーズに対応し、子育て支援の充実に取り組んでいきます。

＜保育内容の充実＞

保育サービスの質の向上を図るため、保育施設における自己採点のための準備作業を進め、客観的な評価となる第三者評価の導入をめざしてきました。平成 21 年度までに第三者評価は市内保育所 3 か所で実施しました。今後も、第三者評価を導入し、保育サービスの質の向上に努めます。

＜保育施設、設備の改善等＞

市内には、建築後相当の年数が経過し、老朽化が進み、また、設備についても建築当初に設置された設備を使用している保育所があり、保育施設の充実を図るため、施設・設備の改善について検討していきます。

耐震化については、昭和 56 年以前の建築による公立保育所 3 か所及び障がい児通園施設 1 か所の耐震診断を実施しました。その結果に基づき、今後の耐震改修の計画を進めていきます。

また、不審者侵入の防止対策として施錠及び防犯カメラの設置等で、児童の安全を図る危機管理体制の整備を実施します。

＜認定こども園の普及促進＞

就学前児童の保育・教育の一体的な実施と地域における子育て支援機能を併せ持つ認定こども園の普及を促進します。

③地域における子育て支援のネットワークづくり

＜地域での子育て支援ネットワークの強化＞

多様化する子育ての不安やニーズに対して地域で幅広く支援するため、保健、医療、福祉に関する担当課や関係機関、子ども家庭サポーター、自治会、NPO、子育てサークル等と連携して、子育て支援情報誌『みんなで育てよう！高石っ子』を発行し、各組織間や世代間の情報交流と自主的な活動の促進に努めてきました。また、子育て情報や支援が効果的に子育て家庭に届くよう、地域組織の実態把握に努め、親子で楽しむ遊び場や子育てサークル、相談機関などの情報を提供してきました。

今後も一層、子育て支援ネットワークとしての機構化の検討と、効果的な情報発信を推進していきます。

＜子育ての仲間づくりの支援＞

以下のことについて、子育て支援課、教育指導課、総合保健センター、保育所、幼稚園、NPO等が連携を図り、推進していきます。

- ・子育てにかかる不安やストレス等の精神的負担を減らし、子どもの虐待を予防するために、子育てに関する情報を交換したり、悩みごとを相談しあったりする仲間づくりを支援。
- ・保育所で実施している育児教室や幼稚園で実施している親子見学会について、園庭開放とあわせて参加しやすい時間帯や場所などを工夫し、内容を充実。
- ・子育てサークルの周知の徹底や活動支援。
- ・子育てボランティアとして子育てを終えた主婦などに働きかけ、子育てに関する助言や送迎等の支援を行うことにより子育てをバックアップする活動や、グループ等の組織化を支援。
- ・親学習リーダー養成講座受講修了者による「子育て」「親育ち」を実践し、地域のさまざまな集まりやグループで親と子の関係や子育てについての活動を支援。

④児童の健全育成

＜健全育成の環境づくり＞

- ・地域における関係団体をはじめとする多方面の連携のもとに、青少年健全育成活動や地域ぐるみで行う青少年指導育成活動を推進してきました。今後も、こうした活動の場として、関係各機関と連携を図りながら、空き教室等の提供など学校施設の活用について検討していきます。
- ・子どもの成長を見守る意識を醸成するため、広報紙等を通じて「高石っ子憲章」の

啓発や「子どもの顔をみんなで知る活動」「愛の一声運動」など、子どもを見守る活動の実践に取り組んできました。今後も継続して実践していきます。

- ・子どもが家庭や地域の愛情につつまれて健やかに育ち、社会的な道徳が形成されるよう、親も含めた道徳の向上と学校での道徳教育に努めます。
- ・地域の関係団体の協力を得て関係各機関との連携を図りながら「子ども元気広場事業」を今後も継続して実践していきます。

＜人材育成＞

子どもの健全な育成や地域における子育てを支える活動に携わる子育てボランティア、カウンセラーやヘルパーを育成するため、今後も継続して、野外活動やボランティア講座などの実践に取り組みます。

⑤世代間交流の推進、余裕教室等を活用した子育て支援サービスの推進

＜世代間交流の促進＞

- ・子どもと高齢者の間の交流を中心とした世代間交流を促進するため、保育所の子どもと老人福祉施設の高齢者が相互に訪問し、季節的行事・劇・手作り玩具などを通して世代間交流を図ってきました。今後も、介護保険施設などと児童施設との交流等の取組みを引き続き実施していきます。また、NPO等と地域の関わりを積極的に支援していきます。
- ・小・中学校と保育所、幼稚園との交流促進など、子どもの異年齢交流の機会の拡大を図っていきます。また、こうした異年齢交流を通じて、子どもを地域の一員として認識し、地域ぐるみで子育てを支える意識向上につなげていきます。

＜幼稚園や学校の地域開放＞

子どもの健全育成につなげるため、校庭や園庭等の開放など幼稚園や学校の施設を活用した取組みについて、機会の拡大などを図ってきました。

地域の1～3歳児を対象に、公立幼稚園6園において親子見学会を実施し、また、私立幼稚園でも親子見学会や園庭開放を実施し、それぞれの園区の幼稚園で未就園児と保護者が在園児の行事に参加し、交流を図っています。今後も継続して取り組んでいきます。

（２）母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

①子どもや母親の健康確保

＜乳幼児健康診査、フォロー体制の充実＞

- ・乳幼児の健康管理とともに、疾病等の早期発見、育児不安への対応などに力を入れ、乳幼児の健全な発育に寄与することを目的として健康診査を実施しています。今後も、安心して子育てができるよう支援していきます。
- ・健康診査後に医療機関や関係機関などとの連携強化によるきめ細やかな事後指導や相談対応を必要に応じて実施するなど、引き続き、フォローアップ体制の充実に取り組んでいきます。

＜妊産婦に対する健康診査と相談の充実＞

妊娠中の健康管理及び妊産婦の疑問や不安の解消のため、妊婦一般健康診査及び妊産婦訪問指導等の保健サービスを実施しています。今後とも医療機関との連携を図りながら、ハイリスク妊産婦の早期からのフォローに努めます。

さらに、妊婦の経済的な負担を軽減するため、平成 21 年度から妊婦健康診査の公費負担を 14 回に増やしています。

＜出産前教育の充実＞

妊娠、出産、子育てに関する正しい知識の普及と妊産婦の交流を図るため、「パパママ学級」を実施しています。内容充実や開催日の工夫などにより、出産前教育の充実に努めるべく、平成 18 年度からは日曜開催を実施してきました。それにより、妊産婦だけでなく父親の積極的な参加が促進されており、今後も継続していきます。

＜相談と情報提供の充実＞

- ・乳幼児の発達、発育や子育てに関する親の疑問や不安の解消に役立つよう、市内 3 か所で乳幼児相談を実施しています。今後は相談事業の充実を検討するとともに、保育所・幼稚園との連携を推進します。
- ・病気や事故の最新事例の紹介など、乳幼児健診時にチラシを配布し、乳幼児の生活に関する情報提供の充実を図ってきました。今後も健康に関するさまざまな情報提供の充実に努めます。

＜発達・成長過程に応じた健康教育等の支援＞

子どもの頃に培った生活習慣は生涯を通じて日々の生活の中に表れることから、『パパ・ママがつくるこどもの 4 か条』を推進しています。さらに、乳幼児期、学童

期における連続的な発達の支援及び健康教育を、総合保健センター、小・中学校、幼稚園・保育所などと連携して行い、正しい健康情報に基づいた子どもの健全育成を推進していきます。

②食育の推進

＜「食育」推進ネットワーク等の検討＞

学童期以降の食育推進は総合保健センターでは困難なことが多いため、食生活改善協議会を支援し、ふれあい親子クッキング（小学生と保護者を対象）を開催してきました。また、フリー活動栄養士会は小学生高学年を対象にパワフルキッズクラブを開催して、食育に取り組み、小学生までの食育のネットワークの構築を検討してきました。

今後も、不安定な生活習慣や朝食欠食等の食習慣の乱れという現状にかんがみ、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食生活の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成をめざしていきます。また、乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じて食に関する学習の機会や情報提供を推進していきます。

＜学校等における食育の推進＞

子ども時代の食生活の乱れは、現在はもちろん将来の健康にも影響を与え、心の健全な発達のうえでも食生活が重要な意味をもっています。食育の取り組みは就学以前の段階から取組むことがより効果的であることから、幼稚園や保育所において、食育紙芝居や保健所の食育媒体を利用して食育を推進してきました。

また、平成 20 年度より、小学校に栄養教諭を置き、全小学校で食育全体計画を策定しました。さらに、「はやね はやおき 朝ごはん」キャンペーンのリーフレットを作成し、食生活を含めた生活習慣の改善を児童生徒及び保護者に対して啓発してきました。今後は、食育全体計画を中学校 3 校でも策定していきます。

③思春期保健対策の充実

＜母子保健と学校保健の連携＞

小学校教育研究会等では情報交換と連携の強化に努めています。今後も、乳幼児期の生活習慣等子どもの生活環境についての情報も得ながら、学校における健康教育の充実に向けて情報提供を積極的に行っていきます。

④小児救急医療体制の充実

小児救急医療体制について、初期救急医療は高石市立診療センターにおいて休日診療を実施してきました。また二次救急医療は、泉州医療圏における病院の輪番制による二次救急医療体制を整備してきました。そして、泉州医療圏のうち泉州北部地域5市1町が協働して医療協議会を設け、小児の初期救急を充実させてきました。さらに、平成18年度からは岸和田メディカルセンター内に泉州北部小児初期救急広域センターを開設し、広域的なエリアをカバーする診療体制を確立してきました。

今後も、小児の初期救急を充実させるため、都道府県、近隣の市町村及び関係機関との連携の強化を図ることが必要であると考えています。

（３）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

①次代の親の育成

＜道徳教育の推進＞

小中学校では、平成21年度より、新学習指導要領の先行実施に伴い、道徳と各教科との関連を明記した全体計画及び年間指導計画の作成と道徳教育推進教師の配置により、各学校における道徳の時間を要とした取組みを推進しています。

また、大阪府教育センター「授業力向上プロジェクト」との連携の成果取りまとめを行うとともに、高石市道徳教育推進教師連絡会及び高石市道徳研修会の充実を行っています。

＜乳幼児とのふれあう機会の充実＞

中・高生が乳幼児と触れ合う体験の中で子育てに関する意義や大切さを理解し、次代を担う子どもとして成長できるよう、地域の幼稚園・保育所と連携し、乳幼児とふれあう機会の充実に努めてきました。中学校では職場体験学習だけではなく、一人ひ

とりが幼稚園児と交流する保育体験学習が定着してきています。今後も、ふれあい活動に関して子ども同士のトラブルや通行中の事故等が発生しないように配慮しながら、継続して実施していきます。

＜男女共同参画の推進＞

一人ひとりが性別に関わりなく自分らしさを尊重し、個人の能力と個性を発揮し、多様な生き方を可能にする男女共同参画社会をめざして、平成 18 年度に「高石市男女共同参画計画」を策定しました。

次代を育むにあたって、子育てや家事などの家庭責任を男女が共に担い支えあうことができるよう意識の醸成を図り、また、家庭・学校・地域で行われる教育や学習においても、男女共同参画を推進するため、今後とも啓発事業等に努めます。

②就労意識の啓発、情報発信

＜就業観や勤労観の育成＞

社会全体の働き方の変化により、児童の職業観や就労観にも変化がみられます。これらの望ましい形成のために文部科学省「発達段階に応じたキャリア教育支援事業」の指定を受け、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育の推進を図るとともに、自分の将来について展望を持たせ、自尊感情を高める学習を推進してきました。

今後は、子どもの発達段階に応じたキャリア教育の充実に向けて小中の連携を充実させるべく、小中合同の教員研修や、小学生と中学生との交流を図る体験活動などを推進していきます。

＜総合学習等を活用した職業人講話＞

地域で実際に働く人に総合学習等に参加してもらい、働く意義や日々の思い、体験談等の生の声から児童・生徒の就職に対する社会性を養うとともに、地域産業への理解を進めるため、中学校で職業人講話を実施してきました。

また、文部科学省「発達段階に応じたキャリア教育支援事業」を受けて、市内 1 中学校と 1 小学校において、連携した実践に取り組んできました。今後はさらに、教育実践を展開する学校の増加について、支援していく必要があると考えています。

＜情報発信＞

平成 16 年に設置した就労支援センターにおいて、地域に密着した情報提供を実施してきました。また、障がいのある人、中高齢者や母子家庭の母親など、働く意欲を持ちながら就労が困難な方を対象に、雇用就労への支援を行うため、専門的就労支援

コーディネーターによる相談事業を行い、相談者一人ひとりに応じた助言、提案をし、各就労支援関係施設の紹介、就労に役立つ講座の開催や求人情報の提供を行っています。

今後も、就労困難者の就労に結びつくよう、コーディネーターを中心に支援を行っていきます。

③安全等に配慮した教育環境の整備

＜災害に強い教育施設の整備＞

国の補助事業等を活用し、子どもの安全な教育環境の整備のため災害に強い施設の整備を検討してきました。平成 27 年度までにすべての学校施設に於いて耐震化工事を完了する予定でしたが、平成 20 年 6 月に地震防災対策特別措置法改正法が成立したことにより、耐震補強工事を前倒しすべく、平成 20 年には「第 2 次高石市学校教育施設耐震化計画」を策定し、校舎 5 棟、屋内運動場 5 棟の耐震化を実施しました。今後は、平成 21 年に策定した「第 3 次高石市学校教育施設耐震化計画」に基づき、平成 22 年度までに小中学校のすべての校舎及び屋内運動場の耐震化を実施していきます。

さらに、災害時地域住民の安全な避難場所としての役割を担うため、改修にあたっては学校の児童・生徒の安全にとどまらず、地域の安全に十分配慮した施設整備を行います。

＜良質な教育環境の整備＞

良質な学習環境が子どもの学習意欲の向上に寄与することから、特別教室の器具や機材、また、楽器等の整備を進めてきました。また、社会の変化に迅速に対応できる子どもを育成するため、平成 17 年度に新たにコンピュータ 43 台を配置し、次代に適応した設備の整備に努めてきました。今後は、耐震化工事と併せて大規模改修を実施していきます。

④子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備

＜確かな学力の向上＞

確かな学力の向上を図るため、学校への外部人材の積極的投入を行ってきました。また、平成 21 年からは、まなび舎事業の活用や地域人材を活かした放課後学習等において、「携帯ゲーム機」を教具・教材として反復学習等に活用しています。さらに、

少人数指導、習熟度別指導を交えながら、指導方法の工夫・改善を継続的に推進するとともに、体験的活動を重視した総合的な学習も継続して実施してきました。

今後は、子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能の確実な修得と思考力、判断力、表現力等の育成によって「生きる力」を充実させていきます。また、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や、外部人材の協力による学校の活性化等の取組みを推進し、学校教育に対する地域からの信頼度を高めていきます。さらに、全国学力・学習状況調査の結果から、児童生徒の学力、学力と学習状況との関係等を分析・検証し、課題が見られる学校の改善に向けた取組みへの支援を行い、学力向上の成果を上げていきます。

＜豊かな心の育成＞

道徳の時間を要として、「読み物資料」等を中心に道徳教育を実践し、児童生徒に思いやりやあたたかい人間関係について深く考える機会を充実させてきました。また、それを活かして学校の全教育活動を通しての活動、行事等に積極的に取り組んできました。

今後は、豊かな心を育むことを目標に、指導方法や指導体制の工夫改善をさらに推進していきます。道徳教育については教員一人ひとりが実践についてのスキルを高めながら、児童生徒の心に響く道徳教育を実践していけるよう、専門家を招いての研修等をさらに充実させる必要があると考えています。また、いじめ、不登校その他問題行動については、専門的な相談体制をさらに強化し、家庭・地域・関係機関との連携を進めながら対応に取り組んでいきます。

＜健やかな体の育成＞

小学校において「げんきアップノート」「おおさかキッズパスポート」の活用を推進してきました。「おおさかキッズパスポート」事業は平成 20 年で終了しましたが、「げんきアップノート」は引き続き活用し、教育活動全体を通して組織的、計画的な健康教育の取組みを推進していきます。

また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査への参加及び実施を通して、高石市の子どもたちの体力・生活習慣等の実情を把握し、課題を踏まえたうえで取組み内容を工夫していきます。さらに、幼稚園教育要領及び学習指導要領の改訂に伴い、授業の改善に努めます。

＜信頼される学校づくり＞

平成 17 年度より、学校評議員制度を本格実施し、学校教育自己診断等を活用するなどして意見交換し、成果や課題を共有しながら課題の解決等に向けて話し合いの機会を持ってきました。また、「子どもを理解するための研修」「授業力を向上するため

の研修」「人権尊重に向けての研修」等に積極的に取り組み、教員の資質向上に努めてきました。

今後は、学校運営協議会制度（コミュニティスクール）の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、地域の実情に応じた学校選択制の普及等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めていきます。また、指導が未熟な教員に対する人事管理を公正かつ適正に実施し、質の向上に向けた研修等に結びつけていきます。

さらに、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するため、学校施設の整備を適切に行っていきます。あわせて、学校において児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域の関係機関等とも連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備していきます。

＜幼児教育の充実＞

幼稚園と保育所、小学校等との交流や連携を推進すべく、夏季休業中に、幼小中学校教員合同による研修会を実施してきました。また、全新就学児を対象に、学校見学会の実施、リーディングスタッフや臨床心理士による巡回指導の実施等を行ってきました。さらに、運動会や給食試食会に参加するなどの幼小交流、中学校の職場体験の受け入れなどで交流を図ってきました。

今後も、幼児教育の充実のため、幼稚園教員のスキルアップのための人権教育、支援教育等、様々な研修を計画実施していくとともに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図っていきます。

＜就学援助費の交付＞

経済的な理由により、就学が困難な児童及び生徒の保護者に対し、学用品、学校給食費などの援助を行っています。

⑤家庭や地域の教育力の向上

＜家庭教育への支援の充実＞

家庭の重要性や役割を認識するため、保護者対象の子育て支援の講演会の実施やPTAだより等による広報啓発活動の充実に努めるとともに、家庭教育学級の充実や学校、家庭、福祉部局等とのネットワークの構築に努めてきました。また、すこやかネットが中心となって「フェスティバル」や「読み聞かせの時間」など、地域と学校が協力した行事を各校区で実施しています。

今後も、家庭の教育力を高めるために、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズをふまえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、身近な地域において子育てに関

する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の育成など、家庭教育に関する総合的な取組みを関係機関が連携して行う体制をつくっていきます。また、早寝早起きや朝食をとるなどの、子どもにとって望ましい基本的生活習慣を確立するための環境を整えていきます。さらに、その成果を広く共有し、きめ細かな家庭教育支援が実施されるよう努めます。

＜地域の教育力の充実＞

各中学校区のすこやかネットが中心となり、「フェスティバル」や「読み聞かせの時間」など、地域と学校が協力した行事を実施しています。

今後は、子どもが自ら課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断して行動し、よりよく問題解決する力や他人を思いやる心、感動する心等、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を身につけられるよう、学校・家庭及び地域が相互に連携しつつ、社会全体で子どもを育てていくよう努めます。

＜スポーツ・レクリエーションの環境づくり＞

各中学校区のすこやかネットが中心となり、「フェスティバル」や「スポーツ活動」「音楽活動」など、地域と学校が協力した行事を実施しています。

今後は、学校支援地域本部事業を活用し、学校と地域とのパートナーシップの下に、地域で学校をささえる体制づくりを推進していきます。森林等の豊かな自然環境、地域の資源を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験活動機会の積極的な提供、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等、子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させ、活力ある地域づくりを行うことが必要であると考えています。

また、地域における子育てに関連した様々な活動に、学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけていきます。

⑥子どもを取り巻く有害環境対策の推進

＜有害環境把握と対策＞

コンビニや書店への働きかけと有害街頭看板等の撤去活動などを通じて、地域における有害環境の把握に努めてきました。また、有害玩具や有害図書、携帯電話の出会い系サイト、インターネットの悪用等、子どもを取り巻く不健全な生活環境について実態把握に努め、家庭や地域・関係機関とも連携して問題解決に努めてきました。

さらに、メールやホームページ（ブログ）によるトラブルも見られることから、情

報モラル教育についても充実を図ってきています。

今後は、児童生徒の携帯電話の利用実態をふまえ、過度の依存からの脱却を図るため、「児童生徒の携帯電話の持ち込み原則禁止」をはじめ、学校における指導を徹底していきます。また、家庭でのルールづくりなど、保護者への啓発、被害者・加害者とならないような児童生徒への指導を充実させていきます。さらに、卒業生や他校生との校友を通して不良行為に走る場合が見られるため、交友関係を的確に把握し、指導に留意していきます。

（４）子育てを支援する生活環境の整備

①良質な居住環境の確保

<良質な住宅環境の整備>

子育て世帯がゆとりある住環境の中で安心して子育てができるよう、公営住宅の建替に際し、妊産婦や子育て世帯にとって住みよい設備・機能等の整備を要望するなど、府や関係機関に対して働きかけてきました。平成 20 年度には地域住宅交付金を利用して、各住戸に自動火災警報機を設置し、平成 21 年度には、同じく地域住宅交付金を利用して市営住宅の地上デジタル対応化に取り組みました。

今後も、次世代を見据え、時代に対応した安心・安全な住居づくりや、高齢者・障がい者にも優しいバリアフリー化等、居住環境を整備し、公営住宅の長寿命化計画を推進していきます。また、福祉世帯（障がい者世帯、高齢者・単身者世帯、母子世帯等）に向けて、住宅の優先入居や特定入居を推進していきます。

②子ども等が安心・安全に通行することができる道路交通環境の整備

<安全な道路交通環境の整備>

子どもや妊産婦が市内の道路を安全に通行できるよう、交通安全対策特別交付金を活用し、段差・勾配の解消や、歩道、自転車道、幅の広い歩道、歩車共存道路の整備等を行ってきました。また、公安委員会と連携した総合的な対策の実施により外周幹線道路の車の流れを円滑にし、生活道路への流入を抑制することで子どもの安全な交通環境の確保に努めてきました。

今後は、バリアフリー新法に基づく基本構想作成について関係機関と協議していくとともに、事故の危険性の高い通学路等について、都市計画道路の整備と併せ、歩道等を設置していきます。

＜駐車スペース等の確保、駐車マナーの向上＞

駐車場の整備については「高石市開発指導要綱」に基づき、住宅については一戸に一台、店舗・事務所については営業面積等により必要台数以上の来客用・荷捌用駐車スペースを確保するよう指導してきました。また、違法駐車については、春秋の全国交通安全運動期間中に警察署・交通安全協会等と協力して、取り締まりを強化しています。今後も引き続き、駐車スペース等の確保、駐車マナーの向上に努めます。

③安心して外出できる環境の整備

＜妊婦・親子連れ等に配慮したまちづくり＞

子どもと外出する際の利便性向上のため、公共施設や駅において、妊婦や親子連れの方が利用しやすく、安心して外出できる環境づくりを推進するため、トイレのベビーシート、授乳室、おむつ交換場所等「赤ちゃんの駅」の整備を促進します。また、交通安全対策特別交付金を活用して、市内道路の段差解消や交通安全施設等の設置をしています。

今後は、バリアフリー新法に基づく基本構想作成について関係機関と協議していくとともに、事故の危険性の高い通学路等について、都市計画道路の整備とあわせ、歩道等を設置していきます。

＜公共施設の段差解消＞

子どもやその親、妊産婦等市民が安全に移動できるよう、交通安全対策特別交付金を活用して、市内道路の段差解消や交通安全施設等の設置をしています。

また、駅舎や駅前のバリアフリー化について、南海電鉄の駅舎については連続立体交差事業に併せて整備を行い、ＪＲ富木駅についてはＪＲ西日本と協議を行っています。今後も引き続き、協議を行い、段差解消に努めていきます。

④子どもが犯罪等の被害に遭わないための安心・安全まちづくり推進

＜防犯灯の整備＞

市内の自治会が設置する防犯灯について、設置補助や使用電気料金補助を継続します。また、開発協議に際しては、事業者に対し、防犯灯の設置を呼びかけていきます。

（５）職業生活と家庭生活との両立の推進

①女性の就労支援と男性を含めた働き方の見直し等

＜男性を含めた働き方の見直し＞

一人ひとりが性別に関わりなく自分らしさを尊重し、個人の能力と個性を発揮し、多様な生き方を可能にする男女共同参画社会をめざして、平成 18 年度に「高石市男女共同参画計画」を策定しました。就労の場や家庭生活においても、男女共同参画を実現するため、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発に努めてきました。

今後も、男性を含めた働き方の見直しや、子育て等の家庭責任を男女が共同で担う意識の醸成など、関係機関と連携しながら、様々な啓発事業の実施に努めます。

＜企業に対する意識啓発＞

国や府と連携して、企業に対し、雇用における男女平等の確保、男女ともに利用できる育児休業制度の普及、事業所内部施設の整備促進、柔軟な勤務形態の導入等について、企業に取組みを求めてきました。また、労働情報機関紙『勤労者市民ニュースたかいし』を発行し、市内事業所の啓発に努めています。

また、高石市事業所人権教育推進協議会加入事業所に、国や大阪府等が発行する職場の男女平等に関する啓発冊子などを配布しています。なお、就職差別撤廃月間（6 月）における街頭キャンペーンにおいても男女雇用機会均等法に関する啓発・周知に努めています。今後も、男女がともに子育てを担い、仕事と家庭生活を両立できるよう、啓発事業を進めていきます。

＜女性の就労支援＞

女性が結婚、出産、育児等で退職することなく就労を継続できるように、育児休業法や男女雇用機会均等法などの周知に努め、差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるように、関係機関と連携しながら相談や情報提供等の支援を行ってきました。また、母子家庭等の母親の就労支援については、高石市就労支援センターにおいて専門コーディネーターによる相談も行っています。さらに、職業能力の訓練、ホームヘルパー等専門技術及び資格の取得などについては、大阪府の職業訓練校や公共職業安定所等と連携しながら支援を行ってきました。

今後も就労支援センターにおける就労支援を行っていくとともに、「女性相談」「人権相談」などの相談活動を継続して実施し、個別のケースに応じて関係機関と連携しつつ、必要な情報提供に努めます。

＜学校における男女平等教育の推進＞

男女平等教育の推進について、教職員、児童を対象に講演等を実施しています。また、男女平等教育をテーマに人権研修会を開催して、教職員の啓発に努めてきました。今後も引き続き推進していきます。

（６）子どもの安全の確保

①子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進

＜交通安全教育の推進＞

高石警察を招いての小学校低学年児童に対する交通安全教室や、小中学校の保健体育科教科指導においての交通安全の指導を深めていくとともに、地域のボランティア等とも連携して交通安全教育を推進してきました。

今後も、児童生徒の登下校時における交通安全についての指導はもとより、放課後の活動における交通安全についても指導を推進していきます。自転車の正しい乗り方についても、小学生を対象とした警察官の指導、交通指導員の街頭指導等で、正しい乗用を呼びかけていきます。

＜チャイルドシートの正しい使用の徹底＞

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を展開するとともに、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めてきました。

今後も、交通安全講習会及び交通安全教室等で、チャイルドシートの使用の徹底を呼びかけるとともに、街頭キャンペーン等での啓発を図っていきます。

②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

＜地域での見まもり活動の推進＞

青少年の非行防止と健全育成・安全確保のため、学校、家庭、住民が一体となって取組みを進めてきました。緊急に避難、保護していただける避難場所として、市内に約 650 か所の一般家庭や商店に従前から協力をいただいている「高石っこを守るうち」の見守り活動を継続し、各小学校区ごとに「子ども安全見まもり隊」を立ち上げ、登下校時を中心に見まもり活動を推進するとともに、公用車 3 台に青色防犯灯を取りつけ、市内パトロールを実施しています。また、市内見まもり隊の合同研修会を実施

し、見まもり活動の充実と推進を図ってきました。さらに市内全小学校に、登下校防犯システムを運用し、児童の登下校における安全確保に努めてきました。

今後も、登下校時間帯や完全下校時刻を設定すること、ＩＣタグを使った学校防犯システムを活用するとともに、「子ども安全見まもり隊」やＰＴＡなどと連携を深め、児童生徒の安全確保に向けた取組みを充実させていきます。

③犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援

＜相談・支援体制の充実＞

いじめや学校生活調査を実施することにより、いじめの未然防止や早期発見に努めています。また、「いじめ」の行為を知り得た時は、長期化することがないように保護者や関係機関との連携を密にし、初期対応を適切に行うことにより早急に解決を図ってきました。

犯罪やいじめ等の被害に遭った子どもには、スクールカウンセラー（臨床心理士）や教育研究センターでの教育相談を実施して心のケアに努めてきました。

今後は、教職員が被害を受けた児童生徒の出すシグナルを見逃すことのないように、子ども理解のための研修会等を実施し、早期に子どもへの対応を行うとともに、ケースに応じて、スクールカウンセラーや教育研究センターでの教育相談につなげ、児童生徒が安心して学校生活を過ごせるように努めます。

＜関係機関との連携＞

関係各課、学校、高石警察、堺少年サポートセンター、子ども家庭センター等との連携を図り、犯罪、いじめ等の早期発見と迅速かつ適切な対応を図ってきました。堺少年サポートセンター等と連携して合同補導も実施しています。また、学校警察連絡会では、警察、堺少年サポートセンター、子ども家庭センター、各中学校担当者、市教委指導主事等が参加して、問題行動等の情報交換と未然防止に向けての協議を行ってきました。今後も各機関が協力して、適切に支援するよう努めます。

（７）要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進

①児童虐待防止対策等の充実

＜子どもの安全確保の優先と迅速な対応＞

児童虐待は、猶予を許さない緊急対応が必要になるケースがあることから、子ども

の安全確保を最優先課題とし、初期対応に手間取ることがないように、子ども家庭センター（児童相談所）と密接に連携し、迅速かつ適切な対応に努めてきました。虐待（疑いを含む）通告を受けた際には緊急受理会議を開催し、48 時間以内に目視による安全確認を行ったうえで、子ども家庭センターにつなげています。今後も引き続き、迅速な対応に努めていきます。

＜組織的な対応の促進＞

平成 20 年度に、高石市要保護児童対策地域協議会を設置しました。子ども家庭センター、保健所、警察署、消防署、人権擁護委員協議会、法務局、医師会、歯科医師会、民生・児童委員協議会、社会福祉協議会、保健・医療・福祉等の行政機関、教育委員会等の関係機関等で構成し、代表者会議、実務者会議を開催し、関係機関同士の連携を強化するとともに、児童虐待についての個別の研究会や勉強会、意見交換会等を開催しています。また必要に応じて関係機関による個別ケース検討会議も開催し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を行うため、保健センターにおける妊産婦健診等での受診状況、学校、幼稚園・保育所等での児童の見まもり、民生委員・児童委員による地域での見まもりなど、関係機関や地域が連携して組織的な対応を行っています。今後も連携を強化していきます。

＜啓発活動の充実＞

児童虐待の防止、子どもの人権擁護に関する啓発活動に民生委員・児童委員協議会と連携して、積極的に取り組んでいます。また、11 月の虐待防止月間にオレンジリボン等を着用して啓発に努めるとともに、市庁舎・学校・幼稚園・保育所・保健センターをはじめ医師会、歯科医師会にもご協力いただき市内医療機関、歯科医院での虐待防止啓発パンフレット、ポスターの配布・貼付を実施し、市民への広報に努めてきました。今後も啓発活動の充実に努めます。

②母子家庭等の自立支援の促進

＜ひとり親家庭の自立支援＞

ひとり親家庭のニーズをよく見極めながら、経済的支援、資格取得支援など、制度の一層の充実を図っています。

- ・ 児童扶養手当
- ・ ひとり親家庭医療助成制度
- ・ 高石市母子家庭自立支援給付金事業
- 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭高等技能訓練促進給付金事業

- ・大阪府の母子寡婦福祉資金などの貸付制度
- ・ファミリーサポートセンターの紹介
- ・市営住宅優先入居
- ・母子生活支援施設への入所

＜サポート体制の充実＞

ひとり親家庭の悩みや相談の内容をよく見極め、安心して生活が営むことができるよう、ひとり親家庭の相談体制の充実を図っています。ひとり親家庭の自立を支援するため、福祉事務所に母子自立支援員を配置し、悩みの相談や職業能力の向上及び求職活動に関する支援に応じています。

今後も、ひとり親家庭への制度に関し、広報等を通じて積極的な情報提供・周知を行うとともに、公共職業安定所、就労支援センターと連携して就労相談を充実させていきます。

③障がい児施策の充実

＜障がい児教育の充実＞

公立の小学校に通学する障がいのある子どもに対し、理学療法士を派遣するなど、教育機関における障がいのある子どもの受け入れ体制の整備を推進してきました。今後も継続して推進するとともに、支援教育コーディネーターの各校複数配置を推進し、支援教育に対応できる体制を整えていきます。また、教職員に対して、支援教育にかかる資質向上のための研修を充実させるとともに、校内委員会の活性化等を推進していきます。さらに、各校園において、「個別の教育支援計画」の作成及び有効な活用を推進し、関係部局との連携を図りながら、障がいのある子どもが、それぞれの状況に応じた教育が受けられるよう有効な活用を進めていきます。

＜障がい児の早期対応＞

福祉、保健、医療等関係機関の連携により、相談機能を充実させるなど障がいの早期対応を図ってきました。乳幼児健診（4 か月、乳幼児後期、1 歳 7 か月、3 歳 6 か月児）及び育児相談を実施する中で、軽度発達障がいの早期発見に努めています。その中で、軽度発達障がいの疑いがあると思われた場合は、「発達障がい相談」や親子教室で継続して観察や支援を行いながら、保護者に対して相談・助言を行い、医療機関や療育機関への紹介、通園施設等での支援へとつなげています。

また、発達障がいについて、幼・小・中学校教職員の理解を深めるため、見立てや

個々の事例等に対する具体的な支援についての研修を充実し、早期発見、適切な支援を行うことに努めています。さらに、関係機関との連携を推進し、「個別の教育支援計画」について保護者や本人の願いを中心に作成しながら、具体的な短期・長期目標を立てて支援に取り組んでいきます。就学に際しては、情報提供に努め、保護者に対する就学相談、専門家による発達相談の機会を、今後さらに提供していきます。

＜支援施設の充実＞

医療や教育等の多領域にわたる総合的な援助療育の充実を図るとともに、松の実園を障がいの重度・重複・多様化の傾向に対応した相談や訓練、療育を行うことができる障がい児療育の中心的施設として充実に努めます。

＜地域社会における療育環境の充実＞

障がいのある子どもが安心して暮らし、心身ともに伸びやかに育つことができる地域社会の構築を促進する必要があると考え、市民の障がいに対する正しい知識と理解を得るため、セミナーや広報などを行ってきました。

さらに、障がいのある子どもがいる家庭のレスパイト事業の充実を図るため、日中一時支援事業として行っている障がい児タイムケア事業など福祉サービスの充実に努めてきました。今後も障がいのある子どもが円滑な社会生活を営めるよう、福祉的援助、家族への支援を充実させていきます。

また、障害福祉サービスについては一定程度普及していると思われていますが、さらに埋もれているニーズを掘り起こしていくため、障害福祉サービス制度案内パンフレットを配布し、情報提供、広報、周知を図ります。

＜障がい児（者）の立場に立った自立支援＞

障がい福祉サービスを利用することで、障がいのある子どもとその家族の生活を効果的に支援するために、プライバシーに十分に配慮しながら各担当課と連携して子どもの家庭環境や生育経過等の把握に努めてきました。保護者に障がいがある場合については、その家族の状況を十分考慮したうえで、慎重かつ適切な対応を行っています。今後も、障害福祉サービスの支給、補装具及び日常生活用具の交付等を、障がいのある人の立場に立って行っています。

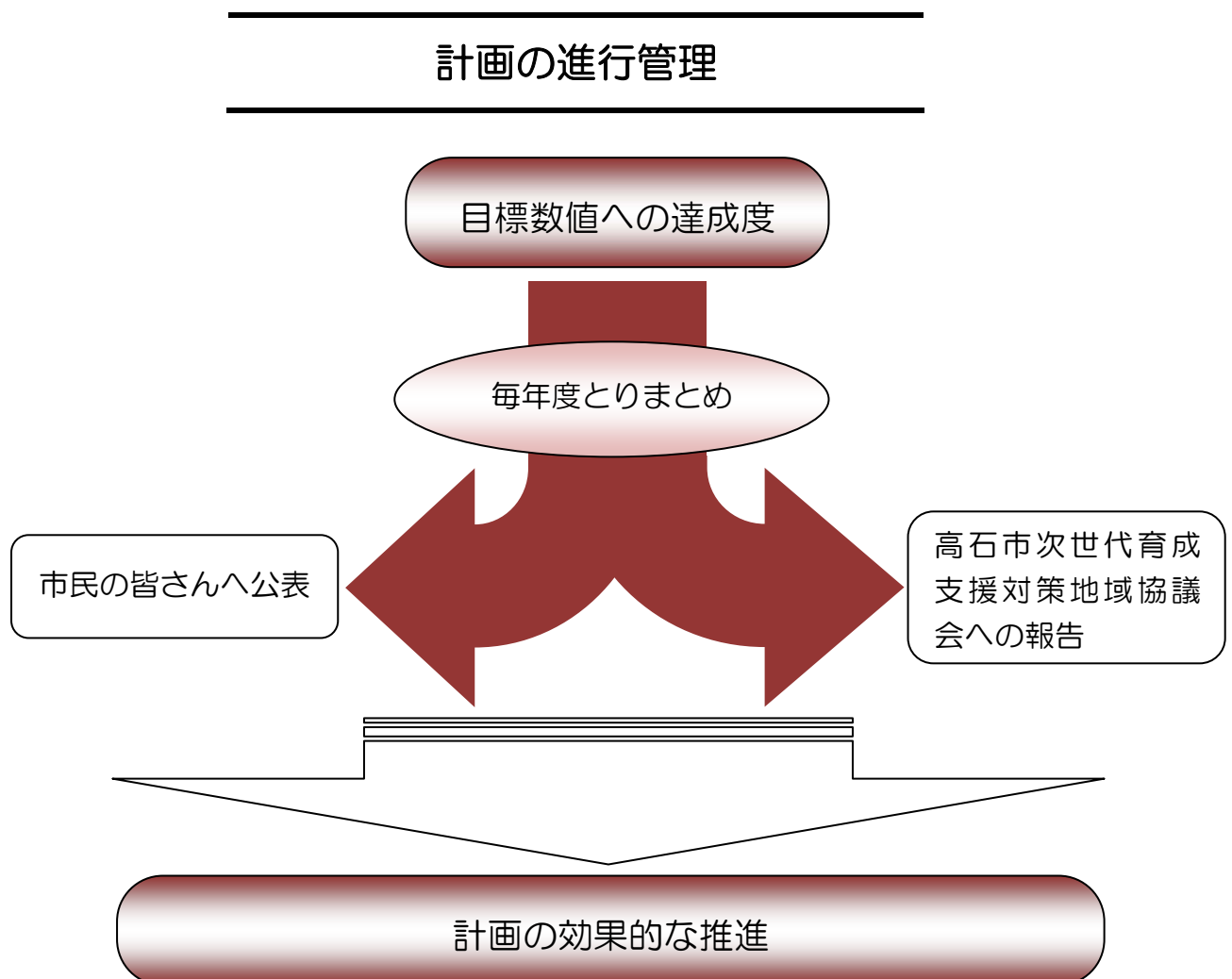
3. 計画の進行管理

毎年度、本計画で掲げた目標数値に対する達成度を把握します。また、その内容を市民のみなさんにわかりやすく示します。

「高石市次世代育成支援対策地域協議会」に、計画の進捗状況を報告し、その意見を踏まえて計画の効果的な推進を図るなど、適正な進行管理に努めます。

行動計画進捗状況一覧表の作成・評価・検証などを通じて、取組みの効果的な推進を図っていきます。

急速に変化する社会情勢に的確に対応するため、計画の進行管理を踏まえながら、必要に応じて、適宜、取組みの見直しを行っていきます。



附 属 資 料

高石市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱
高石市子育て支援検討委員会設置要綱

高石市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条の規定に基づき、高石市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、高石市次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は、次の事務を行う。

- (1) 次世代育成行動計画の策定、進行管理等に関する事項
- (2) その他次世代育成支援対策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 地域協議会は、委員21名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 医療関係団体代表者 1名
- (3) 福祉関係団体代表者 4名以内
- (4) 教育関係団体代表者 3名以内
- (5) 公共的団体代表者 3名以内
- (6) 商工関係者 1名
- (7) 関係行政機関の職員 1名
- (8) 保育所、幼稚園及び小学校の保護者 3名以内
- (9) 別に定める公募による市民 3名以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 地域協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、地域協議会を主宰する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 地域協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 地域協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 地域協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決する

ところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めたときは、地域協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 地域協議会の庶務は、保健福祉部子育て支援課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年6月25日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第2項の規定による委嘱後、最初の地域協議会の招集及び委員長が選出されるまでの間における地域協議会の運営は、保健福祉部長が行う。

3 第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年2月26日現在の委員の任期については、同項中「2年」とあるのは、「平成23年3月31日まで」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第2項の規定による委嘱後、最初の地域協議会の招集及び委員長が選出されるまでの間における地域協議会の運営は、保健福祉部長が行う。

3 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期については、第4条第1項中「2年」とあるのは、「平成19年3月31日まで」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年2月25日から施行する。

地域協議会委員

- (1) 学識経験者 2名以内
保育関係専門家・・・大学教授2名
- (2) 医療関係団体代表者 1名
医師会代表1名
- (3) 福祉関係団体代表者 4名以内
保育所関係・・・公立保育所長会代表、民間保育所代表の2名
福祉関係・・・民生・児童委員協議会代表、障害者団体代表の2名
- (4) 教育関係団体代表者 3名以内
幼稚園関係・・・公立幼稚園長会代表、民間幼稚園代表の2名
小学校関係・・・校長会代表1名
- (5) 公共的団体代表者 3名以内
連合自治会代表、婦人団体協議会代表、社会福祉協議会代表の3名
- (6) 商工関係者 1名
商工会議所代表1名
- (7) 関係行政機関の職員 1名
福祉関係・・・子ども家庭センターの職員1名
- (8) 保育所、幼稚園及び小学校の保護者 3名以内
保育所、幼稚園、小学校の保護者3名
- (9) 別に定める公募による市民 3名以内
子育て支援に関心のある者3名

高石市子育て支援検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 子育て支援の環境整備並びに諸施策（以下「施策等」という。）の円滑な運営と、施策等にかかる事務の効率的な運営を確保するため、高石市子育て支援検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（担当事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を担当する。

- （1） 施策等にかかる円滑な運営及び事務執行に関すること。
- （2） 子育て支援懇談会に関すること。
- （3） 次世代育成支援対策地域行動計画の策定に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長）

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議等）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（ワーキングチーム）

第6条 委員会に専門の事項を調査及び研究させるため、ワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、委員長が適当と認める者のうちから指名する。
- 3 ワーキングチームにチームリーダーを置き、ワーキングチームのうちから委員長が指名する。
- 4 チームリーダーは、ワーキングチームの会務を総理し、ワーキングチームにおける調査及び研究についてその結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部子育て支援課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

政策推進部長
総務部長
保健福祉部長
教育部長
企画課長
経済課長
人権推進課長
社会福祉課長
高齢介護・障害福祉課長
子育て支援課長
健康保険課長
保健医療課長
教育総務課長
教育指導課長
生涯学習課長

高石市次世代育成支援行動計画（後期）

発行日　：　平成 22 年 3 月

発　行　：　高石市

編　集　：　高石市 保健福祉部 子育て支援課

〒592-8585

大阪府高石市加茂 4 丁目 1 番 1 号

電話（０７２）２６５－１００１

